第26号議案

加東市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定の件

加東市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年3月1日提出

加東市長 安 田 正 義

加東市条例第 号

加東市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(加東市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 加東市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める 条例(平成25年加東市条例第14号)の一部を次のように改正する。

「 第4節 運 目次中 附則 「 第4節 運営に関する基準(第196条-第202条) を 第10章 雑 所則 ドラスタ ドラスター ドラスタ

営に関する基準(第196条-第202条)

則(第203条)

に改める。

J

第3条に次の2項を加える。

- 4 指定地域密着型サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 5 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスを提供するに当たっては、 法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適 切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第6条第5項第1号中「第151条第12項」を「第47条第4項第1号及び第151

条第12項」に改め、同項第2号中「をいう。」の右に「第47条第4項第2号において同じ。」を加え、同項第3号中「をいう。」の右に「第47条第4項第3号において同じ。」を加え、同項第4号中「をいう。」の右に「第47条第4項第4号において同じ。」を加え、同項第5号中「第64条第1項」を「第47条第4項第5号、第64条第1項」に改め、同項第6号中「第64条第1項」を「第47条第4項第6号、第64条第1項」に改め、同項第7号中「第64条第1項」を「第47条第4項第7号、第64条第1項」に改め、同項第8号中「第5章から第8章まで」を「第47条第4項第8号及び第5章から第8章まで」に改める。

- 第31条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。
- (8) 虐待の防止のための措置に関する事項
- 第32条に次の1項を加える。
- 5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、適切な指定定期巡回・随時対応型 訪問介護看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的 な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより定期巡 回・随時対応型訪問介護看護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の 明確化等の必要な措置を講じなければならない。
 - 第32条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

- 第32条の2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看 護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期 的に実施しなければならない。
- 3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを 行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。
 - 第33条に次の1項を加える。
- 3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」)という。)を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6箇月に1回以上開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応 型訪問介護看護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練 を定期的に実施すること。

第34条に次の1項を加える。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第39条第1項中「協議会」の右に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族(以下この項、第59条の17第1項及び第87条において「利用者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)」を加える。

第40条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

- 第40条の2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための 対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。) を定期的に開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看 護従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
 - (3) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第47条第1項第1号中「専ら」及び「とする。」を削り、同号ただし書を削り、同項第2号中「とする。」を削り、同項第3号中「専ら」及び「とする。」を削り、同号ただし書を削り、同条に次の5項を加える。

- 3 オペレーターは専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処 遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地 内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務 又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。
- 4 指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。
 - (1) 指定短期入所生活介護事業所
 - (2) 指定短期入所療養介護事業所
 - (3) 指定特定施設
 - (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所
 - (5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所
 - (6) 指定地域密着型特定施設
 - (7) 指定地域密着型介護老人福祉施設
 - (8) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所
 - (9) 指定介護老人福祉施設
 - (10) 介護老人保健施設
 - (11) 指定介護療養型医療施設
 - (12) 介護医療院
- 5 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。
- 6 当該夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対するオペレーションセンターサービスの 提供に支障がない場合は、第3項本文及び前項本文の規定にかかわらず、オペレーター は、随時訪問サービスに従事することができる。
- 7 前項の規定によりオペレーターが随時訪問サービスに従事している場合において、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対する随時訪問サービスの提供に支障がないときは、第1項の規定にかかわらず、随時訪問サービスを行う訪問介護員等を置かな

いことができる。

第55条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第56条第2項ただし書を次のように改める。

ただし、指定夜間対応型訪問介護事業所が、適切に指定夜間対応型訪問介護を利用者に提供する体制を構築しており、他の指定訪問介護事業所又は指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所(以下この条において「指定訪問介護事業所等」という。)との密接な連携を図ることにより当該指定夜間対応型訪問介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、指定夜間対応型訪問介護の事業の一部を、当該他の指定訪問介護事業所等の従業者に行わせることができる。

第56条第3項を次のように改める。

- 3 前項本文の規定にかかわらず、オペレーションセンターサービスについては、市長が 地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、複数の指定夜間対応型訪問介護事業 所の間の契約に基づき、当該複数の指定夜間対応型訪問介護事業所が密接な連携を図る ことにより、一体的に利用者又はその家族等からの通報を受けることができる。 第56条に次の1項を加える。
- 5 指定夜間対応型訪問介護事業者は、適切な指定夜間対応型訪問介護の提供を確保する 観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であっ て業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより夜間対応型訪問介護従業者の就業環境 が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。 第57条に次の1項を加える。
- 2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所の所在する建物と 同一の建物に居住する利用者に対して指定夜間対応型訪問介護を提供する場合には、当 該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定夜間対応型訪問介護の提供を行うよう 努めなければならない。

第59条中「、第33条から第38条まで、第40条及び第41条」を「、第32条の 2から第38条まで及び第40条から第41条まで」に、「、第33条及び第34条」を 「、第32条の2第2項、第33条第1項並びに第3項第1号及び第3号、第34条第1 項並びに第40条の2第1号及び第3号」に改める。

第59条の12中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第59条の13第3項に後段として次のように加える。

その際、当該指定地域密着型通所介護事業者は、全ての地域密着型通所介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第59条の13に次の1項を加える。

- 4 指定地域密着型通所介護事業者は、適切な指定地域密着型通所介護の提供を確保する 観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であっ て業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型通所介護従業者の就業環境 が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。 第59条の15に次の1項を加える。
- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民 の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第59条の16第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければならない」を「、次の各号に掲げる措置を講じなければならない」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6箇月に1回以上開催するとともに、その結果について、地域密着型通所介護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定地域密着型通所介護事業所において、地域密着型通所介護従業者に対し、 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

第59条の17第1項中「協議会」の右に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)」を加える。

第59条の20中「第28条」の右に「、第32条の2」を、「第38条まで」の右に「、 第40条の2」を加え、「、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」」を「、同項、第 32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・ 随時対応型訪問介護看護従業者」」に改め、「、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介 護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と」を削る。

第59条の20の3中「第28条」の右に「、第32条の2」を、「第38条まで」の右

に「、第40条の2」を加え、「第34条において」を「第34条第1項において」に、「、第34条中」を「、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」に、「及び第59条の13第3項」を「、第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号」に改める。

第59条の34中「次」を「、次」に改め、同条中第9号を第10号とし、第8号の次 に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第59条の36第1項中「安全・サービス提供管理委員会」の右に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第59条の38中「第28条」の右に「、第32条の2」を、「第38条まで」の右に「、第40条の2」を加え、「第34条中」を「第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第34条第1項中」に改め、「、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と」を削り、「第59条の13第3項」の右に「及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号」を加える。

第64条第1項中「又は施設」の右に「(第66条第1項において「本体事業所等」という。)」を加える。

第65条第2項中「第82条第7項」の右に「、第110条第9項」を加える。

第66条第1項に後段として次のように加える。

なお、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。

第73条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第80条中「第28条」の右に「、第32条の2」を、「第38条まで」の右に「、第40条の2」を加え、「、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」」を「、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」」に、「、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とした「、第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と」に改める。

第82条第6項の表当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のい

ずれかが併設されている場合の項中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の右に「、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設」を加え、同表当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合の項中「、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設」を「又は指定認知症対応型通所介護事業所」に改める。

第83条第3項中「第111条第2項」を「第111条第3項」に改める。

第87条中「サービス担当者会議」の右に「(介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者を招集して行う会議(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)をいう。)」を加える。

第100条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第101条に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、過疎地域その他これに類する地域において、地域の実情により当該地域における指定小規模多機能型居宅介護の効率的運営に必要であると市が認めた場合は、指定小規模多機能型居宅介護事業者は、市が認めた日から市介護保険事業計画(法第117条第1項に規定する市介護保険事業計画をいう。以下この項において同じ。)の終期まで(市が次期の市介護保険事業計画を作成するに当たって、新規に代替サービスを整備するよりも既存の指定小規模多機能型居宅介護事業所を活用することがより効率的であると認めた場合にあっては、次期の市介護保険事業計画の終期まで)に限り、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定小規模多機能型居宅介護の提供を行うことができる。

第108条中「第28条」の右に「、第32条の2」を加え、「、第40条、第41条」を「、第40条から第41条まで」に、「、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」」を「、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」」に改め、「、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と」を削り、「第59条の13第3項」の右に「及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号」を加える。

第110条第1項中「)をいう。」の右に「以下この項において同じ。」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が3である場合において、当該共同生活住民がすべて同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であって、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて2以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。

第110条第5項中「共同生活住居」を「指定認知症対応型共同生活介護事業所」に改め、同条中第10項を第11項とし、第9項を第10項とし、第8項の次に次の1項を加える。

9 第7項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所(指定認知症対応型共同生活介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの(以下この章において「本体事業所」という。)との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。)については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて第6項の別に厚生労働大臣が定める研修を終了している者を置くことができる。

第111条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト 型指定認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所 における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。
- 第113条第1項中「1又は2」を「1以上3以下(サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所にあっては、1又は2)」に改め、同項ただし書を削る。
- 第117条第7項第1号中「委員会」の右に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同条第8項中「外部の者による」を「次に掲げるいずれかの」に改め、同項に次の各号を加える。
 - (1) 外部の者による評価
 - (2) 第128条において準用する第59条の17第1項に規定する運営推進会議にお ける評価

第121条中「指定地域密着型サービス」の右に「(サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。)」を加える。

- 第122条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。
- (7) 虐待の防止のための措置に関する事項
- 第123条第3項に後段として次のように加える。

その際、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者(看護師、 准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等 の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研 修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

- 第123条に次の1項を加える。
- 4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。第128条中「第28条」の右に「、第32条の2」を加え、「、第40条、第41条」を「、第40条から第41条まで」に、「、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」」を「、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とは改め、「、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とは改め、「、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とよるのは「介護従業者」と」を削り、「「第6章第4項」と」の右に「、第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と」を加える。
- 第138条第6項第1号中「委員会」の右に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加える。
 - 第145条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。
 - (9) 虐待の防止のための措置に関する事項
 - 第146条第4項に後段として次のように加える。

その際、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、全ての地域密着型特定施設従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。第146条に次の1項を加える。

5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定地域密着型特定施設入 居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的 な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密 着型特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要 な措置を講じなければならない。

第149条中「第28条」の右に「、第32条の2」を加え、「、第40条、第41条」を「、第40条から第41条まで」に、「第34条中」を「第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」に改め、「「第7章第4節」と」の右に「、第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と」を加える。

第151条第1項に次のただし書を加える。

ただし、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該 指定地域密着型介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、 入所者の処遇に支障がないときは、第4号の栄養士又は管理栄養士を置かないことがで きる。

第151条第1項第4号中「栄養士」の右に「又は管理栄養士」を加え、同条第3項ただし書を次のように改める。

ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

第151条第8項各号列記以外の部分中「栄養士」の右に「若しくは管理栄養士」を加え、同項第1号中「栄養士」を「生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士」に改め、同項第2号から第4号までの規定中「栄養士」の右に「若しくは管理栄養士」を加え、同条第13項中「指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士」の右に「若しくは管理栄養士」を加える。

第157条第6項第1号中「委員会」の右に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第158条第6項中「会議」の右に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができる ものとする。ただし、入所者又はその家族(以下この項において「入所者等」という。)が 参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なけ ればならない。)」を加える。

第163条の次に次の2条を加える。

(栄養管理)

第163条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善

を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理 を計画的に行わなければならない。

(口腔衛生の管理)

- 第163条の3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、 自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の 状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。
 - 第168条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。
 - (8) 虐待の防止のための措置に関する事項
 - 第169条第3項に後段として次のように加える。

その際、当該指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第169条に次の1項を加える。

- 4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者 生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。
- 第171条第2項第1号中「委員会」の右に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同項第3号中「研修」の右に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。
- 第175条第1項第3号中「委員会」の右に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同項に次の1号を加える。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- 第177条中「第28条」の右に「、第32条の2」を、「第38条」の右に「、第40条の2」を加え、「、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」を「、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」」に改め、「、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と」を削る。

第180条第1項第1号ア(イ)ただし書中「おおむね10人以下としなければならない」を「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする」に改め、同号ア

- (ウ)を次のように改める。
 - (ウ) 一の居室の床面積等は10.65平方メートル以上とすること。ただし、(ア) ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。

第182条第8項第1号中「委員会」の右に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

- 第186条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。
- (9) 虐待の防止のための措置に関する事項
- 第187条第4項に後段として次のように加える。

その際、当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第187条に次の1項を加える。

5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第189条中「第28条」の右に「、第32条の2」を、「第38条」の右に「、第40条の2」を加え、「、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」」を「、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」」に改め、「、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と」を削る。

第191条第11項ただし書中「前項」を「第7項各号」に改める。

第202条中「第28条」の右に「、第32条の2」を加え、「、第40条、第41条」を「、第40条から第41条まで」に、「、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」」を「、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」」に改め、「、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と」を削り、「、第59条の13中」を「、第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号中」に改める。

本則に次の1章を加える。

第5章 雑則

(電磁的記録等)

- 第203条 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第12条第1項(第59条、第59条の20、第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。)、第115条第1項、第136条第1項及び第155条第1項(第189条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。
- 2 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

附則第6条中「指定介護老人福祉施設基準」を「指定介護老人福祉施設の人員、設備及 び運営に関する基準(平成11年厚生省令第39号。以下「指定介護老人福祉施設基準」 という。)」に改め、「適用については」の右に「、同号ア中「4人」とあるのは「原則とし て4人」と」を加える。

(加東市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正)

- 第2条 加東市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成25年加東市条例第15号)の一部を次のように改正する。
 - 「 第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 (第87条―第 目次中 附則

一第90条)

に改める。

第3条に次の2項を加える。

- 4 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を 講じなければならない。
- 5 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、指定地域密着型介護予防サービスを提供 するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要 な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第8条第1項中「又は施設」の右に「(第10条第1項において「本体事業所等」という。)」を加える。

第9条第2項中「第44条第7項」の右に「及び第71条第9項」を加える。

第10条第1項に後段として次のように加える。

なお、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、 当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一 敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。

第27条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第28条第3項中に後段として次のように加える。

その際、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、全ての介護予防認知症対応型通所介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。第28条に次の1項を加える。

4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、適切な指定介護予防認知症対応型通所 介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を 背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防認知症 対応型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第28条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

- 第28条の2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防認知症対応型通所介護従事者 に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施 しなければならない。
- 3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、 必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第30条に次の1項を加える。

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、 地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。
- 第31条第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければならない」を「、次の各号に 掲げる措置を講じなければならない」に改め、同項に次の各号を加える。
 - (1) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」)という。)を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6箇月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
 - (3) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護予防認知症対応型通 所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的 に実施すること。

第32条に次の1項を加える。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係 者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。 第37条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

- 第37条の2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、虐待の発生又はその再発を 防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための対策 を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定 期的に開催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応型通所介護従業者 に周知徹底を図ること。
 - (2) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
 - (3) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第39条第1項中「協議会」の右に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族(以下この項及び第49条において「利用者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)」を加える。

第44条第6項の表当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の右に「、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設」を加え、同表当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合の項中「、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設」を「又は指定認知症対応型通所介護事業所」に改め、同条第7項中「(以下」の右に「この章において」を加える。

第45条第3項中「第72条第2項」を「第72条第3項」に改める。

第49条中「行う会議」の右に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)」を加える。

- 第57条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1項を加える。
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- 第58条に次の1項を加える。
- 2 前項本文の規定にかかわらず、過疎地域その他これに類する地域において、地域の実

情により当該地域における指定介護予防小規模多機能型居宅介護の効率的運営に必要であると市が認めた場合は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、市が認めた日から市介護保険事業計画(法第117条第1項に規定する市介護保険事業計画をいう。以下この項において同じ。)の終期まで(市が次期の市介護保険事業計画を作成するに当たって、新規に代替サービスを整備するよりも既存の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を活用することがより効率的であると認めた場合にあっては、次期の市介護保険事業計画の終期まで)に限り、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供を行うことができる。

第65条中「、第31条から第36条まで、第37条(第4項を除く。)から第39条まで」を「、第28条の2、第31条から第39条まで(第37条第4項を除く。)」に、「、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」」を「、同項、第28条第3項及び第4項、第28条の2第2項、第31条第2項第1号及び第3号、第32条第1項並びに第37条の2第1号及び第3号中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」」に改め、「、第28条第3項及び第32条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と」を削る。

第71条第1項中「)をいう。」の右に「以下この項において同じ。」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が3である場合において、当該共同生活住居がすべて同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であって、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて2以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。

第71条第5項中「共同生活住居」を「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」に改め、同条中第10項を第11項とし、第9項を第10項とし、第8項の次に次の1項を加える。

9 第7項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介 護事業所(指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって、指定居宅サービス 事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定介 護予防認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定介護予防認知症対応 型共同生活介護事業所以外の指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの(以下この章において「本体事業所」という。)との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。)については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて第6項の別に厚生労働大臣が定める研修を終了している者を置くことができる。

第72条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト 型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本 体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。

第74条第1項中「1又は2」を「1以上3以下(サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所にあっては、1又は2)」に改め、同項ただし書を削る。

第78条第3項第1号中「委員会」の右に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第79条中「地域密着型介護予防サービス」の右に「(サテライト型指定介護予防認知症 対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共 同生活介護を除く。)」を加える。

第80条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第81条第3項に後段として次のように加える。

その際、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第81条に次の1項を加える。

4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定介護予防認知症対応型 共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的 な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従 業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じな ければならない。

第86条中「第26条」の右に「、第28条の2」を加え、「、第36条、第37条(第4項を除く。)、第38条、第39条(第5項を除く。)」を「、第36条から第39条まで

(第37条第4項及び第39条第5項を除く。)」に、「、「介護予防認知症対応型通所介護 従業者」」を「、同項、第28条の2第2項、第31条第2項第1号及び第3号、第32条 第1項並びに第37条の2第1号及び第3号中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」」 に改め、「、第32条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」 と」を削る。

第87条第2項中「外部の者による」を「次に掲げるいずれかの」に改め、同項に次の 各号を加える。

- (1) 外部の者による評価
- (2) 前条において準用する第39条第1項に規定する運営推進会議における評価本則に次の1章を加える。

第5章 雑則

(電磁的記録等)

- 第91条 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第14条第1項(第65条及び第86条において準用する場合を含む。)及び第76条第1項並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。
- 2 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

(加東市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護 予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正)

第3条 加東市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成27年加東市条 例第11号)の一部を次のように改正する。

「第5章 基準 「第5章 基準該当介護予防支援に関する基準(第35条) 目次中 附則 所則 」 所則

該当介護予防支援に関する基準 (第35条)

(第36条) に改める。

第4条に次の2項を加える。

- 5 指定介護予防支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制 の整備を行うとともに、その従事者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければな らない。
- 6 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を提供するに当たっては、法第118 条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効 に行うよう努めなければならない。
 - 第20条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。
 - (6) 虐待の防止のための措置に関する事項
 - 第21条に次の1項を加える。
- 4 指定介護予防支援事業者は、適切な指定介護予防支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより担当職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。
 - 第21条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

- 第21条の2 指定介護予防支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定介護予防支援事業者は、担当職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 指定介護予防支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業 務継続計画の変更を行うものとする。
 - 第23条の次に次の1条を加える。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

- 第23条の2 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6箇月に1回以上開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。
 - (2) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
 - (3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。
 - 第24条に次の1項を加える。
- 2 指定介護予防支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防 支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、 同項の規定による掲示に代えることができる。
 - 第29条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

- 第29条の2 指定介護予防支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次 の各号に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会 (テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催すると ともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。
 - (2) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
 - (3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第33条第9号中「行う会議」の右に、「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族(以下この号において「利用者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)」を加える。

本則に次の1章を加える。

第6章 雑則

(電磁的記録等)

- 第36条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第10条(第35条において準用する場合を含む。)及び第33条第26号(第35条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。
- 2 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によっては認識することができない方法をいう。)によることができる。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の加東市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新地域密着型サービス基準条例」という。)第3条第4項及び第40条の2(新地域密着型サービス基準条例第59条、第59条の20、第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。)、第2条の規定による改正後の加東市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(以下「新地域密着型介護予防サービス基準条例」という。)第3条第4項及び第37条の2(新地域密着型介護予防サービス基準条例第65条及び第86条において準用する場合を含む。)並びに第3条の規定による改正後の加東市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(以下「新指定介護予防支援等基準条例」という。)第4条第5項及び第29条の2(新指定介護予防支援等基準条例第35条において準用する場合を含む。)の規定の適用

については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とし、新地域密着型サービス基準条例第31条、第55条、第59条の12 (新地域密着型サービス基準条例第59条の20の3において準用する場合を含む。)、第59条の34、第73条、第100条 (新地域密着型サービス基準条例第202条において準用する場合を含む。)、第122条、第145条、第168条及び第186条、新地域密着型介護予防サービス基準条例第27条、第57条及び第80条並びに新指定介護予防支援等基準条例第20条 (新指定介護予防支援等基準条例第35条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「、次に」とあるのは、「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

3 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新地域密着型サービス基準条例第32条の2(新地域密着型サービス基準条例第59条、第59条の20、第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。)、新地域密着型介護予防サービス基準条例第28条の2(新地域密着型介護予防サービス基準条例第65条及び第86条において準用する場合を含む。)並びに新指定介護予防支援等基準条例第21条の2(新指定介護予防支援等基準条例第35条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(居宅サービス事業者等における感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過 措置)

4 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新地域密着型サービス基準条例第33条第3項(新地域密着型サービス基準条例第59条において準用する場合を含む。)及び第59条の16第2項(新地域密着型サービス基準条例第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条及び第202条において準用する場合を含む。)、新地域密着型介護予防サービス基準条例第31条第2項(新地域密着型介護予防サービス基準条例第65条及び第86条において準用する場合を含む。)並びに新指定介護予防支援等基準条例第23条の2(新指定介護予防支援等基準条例第35条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

(認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置)

5 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新地域密着型サービス基準条例 第59条の13第3項(新地域密着型サービス基準条例第59条の20の3、第59条の 38、第80条、第108条及び第202条において準用する場合を含む。)、第123条第3項、第146条第4項、第169条第3項及び第187条第4項並びに新地域密着型介護予防サービス基準条例第28条第3項(新地域密着型介護予防サービス基準第65条において準用する場合を含む。)及び第81条第3項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

(ユニットの定員に係る経過措置)

- 6 この条例の施行の日以後、当分の間、新地域密着型サービス基準条例第180条第1項 第1号ア(イ)の規定に基づき入居定員が10人を超えるユニットを整備するユニット型指 定地域密着型介護老人福祉施設は、新地域密着型サービス基準条例第151条第1項第3 号ア及び第187条第2項の基準を満たすほか、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉 施設における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配備の実態を勘 案して職員を配置するよう努めるものとする。
- 7 この条例の施行の際現に存する建物(基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)の居室、療養室又は病室(以下この項において「居室等」という。)であって、第1条の規定による改正前の加東市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第180条第1項第1号ア(ウ)bの規定の要件を満たしている居室等については、なお従前の例による。

(栄養管理及び口腔衛生の管理に係る経過措置)

8 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新地域密着型サービス基準条例 第163条の2及び第163条の3(新地域密着型サービス基準条例第189条において 準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「行わなければ」とあ るのは「行うよう努めなければ」とする。

(事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置)

9 この条例の施行の日から起算して6箇月を経過する日までの間、新地域密着型サービス 基準条例第175条第1項(新地域密着型サービス基準条例第189条において準用する 場合を含む。)の規定の適用については、この規定中「次の各号に定める措置を講じなければ」とあるのは「次の第1号から第3号までに定める措置を講じるとともに、次の第4 号に定める措置を講じるよう努めなければ」とする。

(介護保険施設等における感染症の予防及びまん延の防止のための訓練に係る経過措置)

10 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新地域密着型サービス基準条例第171条第2項第3号(新地域密着型サービス基準条例第189条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、指定地域密着型介護老人福祉施設は、その従業者又は職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的に実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努める

第26号議案 要旨

加東市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正 (要旨)

1 改正理由

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第9号)により、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第36号)及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第37号)が改正されることに伴い、関係条例の改正を行うものである。

2 改正内容

(1) 加東市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正(第1条関係)

ア目次

(ア) 雑則を加えること。

イ総則

- (ア) 虐待の防止に関する規定を加えること。(第3条)
- (イ) 介護保険等関連情報の活用に関する規定を加えること。(第3条)
- ウ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
 - (ア) 虐待の防止に関する規定を加えること。(第31条及び第40条の2)
 - (4) ハラスメント対策に関する規定を加えること。(第32条)
 - (ウ) 業務継続計画の策定に関する規定を加えること。(第32条の2)
 - (エ) 感染症の予防及びまん延の防止のための措置に関する規定を加えること。(第33条)
 - (オ) 会議におけるICTの活用に関する規定を加えること。(第33条及び第39条)
 - (カ) 運営規程等の掲示方法に関する規定を加えること。(第34条)

工 夜間対応型訪問介護

- (ア) オペレーターの配置基準の緩和に関する規定を加えること。(第47条及び第56条)
- (イ) 虐待の防止に関する規定を加えること。(第55条)
- (ウ) ハラスメント対策に関する規定を加えること。(第56条)
- (エ) 事業の一部委託及びオペレーションセンターサービスの集約化に関する規定を

加えること。(第56条)

(オ) サービス付き高齢者向け住宅等における適正なサービス提供の確保に関する規定を加えること。(第57条)

才 地域密着型通所介護

- (ア) 虐待の防止に関する規定を加えること。(第59条の12及び第59条の34)
- (イ) 認知症介護基礎研修の受講の義務付けに関する規定を加えること。(第59条の 13)
- (ウ) ハラスメント対策に関する規定を加えること。(第59条の13)
- (エ) 地域と連携した災害への対応に関する規定を加えること。 (第59条の15)
- (オ) 感染症の予防及びまん延の防止のための措置に関する規定を加えること。(第59条の16)
- (カ) 会議におけるICTの活用に関する規定を加えること。(第59条の16、第59条の17及び第59条の36)

力 認知症対応型通所介護

- (ア) 管理者の配置基準の緩和に関する規定を加えること。(第66条)
- (イ) 虐待の防止に関する規定を加えること。(第73条)

キ 小規模多機能型居宅介護

- (ア) 従業者の兼務可能な施設に関する規定を加えること。(第82条)
- (イ) 会議におけるICTの活用に関する規定を加えること。(第87条)
- (ウ) 虐待の防止に関する規定を加えること。(第100条)
- (エ) 過疎地域等におけるサービス提供の確保に関する規定を加えること。(第101 条)

ク 認知症対応型共同生活介護

- (ア) 地域の特性に応じた認知症対応型共同生活介護施設のユニット数の弾力化及び サテライト型事業所の基準に関する規定を加えること。(第110条及び第113 条)
- (イ) 認知症対応型共同生活介護施設の夜勤職員体制の緩和に関する規定を加えること。(第110条)
- (ウ) 計画作成担当者の配置基準の緩和に関する規定を加えること。(第110条)
- (エ) 管理者の配置基準の緩和に関する規定を加えること。(第111条)
- (オ) 会議におけるICTの活用に関する規定を加えること。(第117条)
- (カ) 外部評価に係る運営推進会議の活用に関する規定を加えること。(第117条)
- (キ) 虐待の防止に関する規定を加えること。(第122条)
- (ク) 認知症介護基礎研修の受講の義務付けに関する規定を加えること。(第123条)
- (ケ) ハラスメント対策に関する規定を加えること。 (第123条)

- ケ 地域密着型特定施設入所者生活介護
 - (ア) 会議におけるICTの活用に関する規定を加えること。(第138条)
 - (イ) 虐待の防止に関する規定を加えること。(第145条)
 - (ウ) 認知症介護基礎研修の受講の義務付けに関する規定を加えること。(第146条)
 - (エ) ハラスメント対策に関する規定を加えること。(第146条)
- コ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
 - (ア) 管理栄養士の配置に関する規定を加えること。(第151条)
 - (イ) 従業者の配置基準の緩和に関する規定を加えること。(第151条)
 - (ウ) 会議におけるICTの活用に関する規定を加えること。(第157条、第158条、第171条、第175条及び第182条)
 - (エ) 栄養ケア・マネジメントの充実に関する規定を加えること。(第163条の2)
 - (オ) 口腔衛生管理の強化に関する規定を加えること。(第163条の3)
 - (カ) 虐待の防止に関する規定を加えること。(第168条及び第186条)
 - (キ) 認知症介護基礎研修の受講の義務付けに関する規定を加えること。(第169条 及び第187条)
 - (ク) ハラスメント対策に関する規定を加えること。 (第169条及び第187条)
 - (f) 感染症の予防及びまん延の防止のための措置に関する規定を加えること。(第171条)
 - (3) 事故発生の防止に関する規定を加えること。(第175条)
 - (サ) ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の設備及び居室の定員に関する規定を加えること。(第180条)

サ 雑則

- (ア) 電磁的記録等の規定を加えること。(第203条)
- (4) 利用者への説明事項に関する規定を加えること。(第203条)

シー附則

- (ア) 指定地域密着型介護老人福祉施設とみなされた指定介護老人福祉施設に係る経過措置に居室の定員に関する規定を加えること。(附則第6条)
- (2) 加東市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域 密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定 める条例の一部改正(第2条関係)

ア目次

(ア) 雑則を加えること。

イ 総則

(ア) 虐待の防止に関する規定を加えること。(第3条)

- (4) 介護保険等関連情報の活用に関する規定を加えること。(第3条)
- ウ 介護予防認知症対応型通所介護
 - (ア) 管理者の配置基準の緩和に関する規定を加えること。(第10条)
 - (4) 虐待の防止に関する規定を加えること。(第27条及び第37条の2)
 - (ウ) 認知症介護基礎研修の受講の義務付けに関する規定を加えること。(第28条)
 - (エ) ハラスメント対策に関する規定を加えること。(第28条)
 - (オ) 業務継続計画の策定に関する規定を加えること。(第28条の2)
 - (カ) 地域と連携した災害への対応に関する規定を加えること。(第30条)
 - (キ) 会議における I C T の活用に関する規定を加えること。(第31条、第37条の 2及び第39条)
 - (ク) 感染症の予防及びまん延の防止のための措置に関する規定を加えること。(第3 1条)
 - (ケ) 運営規程等の掲示方法に関する規定を加えること。 (第32条)
- 工 介護予防小規模多機能型居宅介護
 - (ア) 従業者の兼務可能な施設に関する規定を加えること。(第44条)
 - (4) 会議におけるICTの活用に関する規定を加えること。(第49条)
 - (ウ) 虐待の防止に関する規定を加えること。(第57条)
- (エ) 過疎地域等におけるサービス提供の確保に関する規定を加えること。(第58条)
- 才 介護予防認知症対応型共同生活介護
 - (ア) 地域の特性に応じた認知症対応型共同生活介護施設のユニット数の弾力化及び サテライト型事業所の基準に関する規定を加えること。(第71条、第72条及び 第74条)
 - (イ) 認知症対応型共同生活介護施設の夜勤職員体制の緩和に関する規定を加えること。(第71条)
 - (ウ) 計画作成担当者の配置基準の緩和に関する規定を加えること。(第71条)
 - (エ) 会議におけるICTの活用に関する規定を加えること。(第78条)
 - (オ) 虐待の防止に関する規定を加えること。(第80条)
 - (カ) 認知症介護基礎研修の受講の義務付けに関する規定を加えること。(第81条)
 - (キ) ハラスメント対策に関する規定を加えること。(第81条)
- (ク) 外部評価に係る運営推進会議の活用に関する規定を加えること。(第87条) カ 雑則
 - (ア) 電磁的記録等の規定を加えること。(第91条)
 - (イ) 利用者への説明事項に関する規定を加えること。(第91条)
- (3) 加東市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る

介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正(第3条 関係)

ア目次

(ア) 雑則を加えること。

イ総則

- (ア) 虐待の防止に関する規定を加えること。(第4条)
- (イ) 介護保険等関連情報の活用に関する規定を加えること。(第4条)

ウ 運営に関する基準

- (ア) 虐待の防止に関する規定を加えること。(第20条及び第29条の2)
- (4) ハラスメント対策に関する規定を加えること。(第21条)
- (ウ) 業務継続計画の策定に関する規定を加えること。(第21条の2)
- (エ) 感染症の予防及びまん延の防止のための措置規定を加えること。(第23条の2)
- (オ) 会議における ICTの活用に関する規定を加えること。(第23条の2及び第3 3条)
- (カ) 運営規程等の掲示方法に関する規定を加えること。(第24条)

工 雑則

- (ア) 電磁的記録等の規定を加えること。(第36条)
- (イ) 利用者への説明事項に関する規定を加えること。(第36条)
- 3 施行期日 令和3年4月1日

新	旧	対	照	表
712 1	11	\rightarrow 1	1117	1

○加東市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営 に関する基準を定める条例の一部改正(第1条関係)

行

目次

第1章~第8章 (略)

第9章 看護小規模多機能型居宅介護

現

第1節 基本方針(第190条)

第2節 人員に関する基準(第191条―第193条)

第3節 設備に関する基準(第194条・第195条)

第4節 運営に関する基準(第196条―第202条)

附則

(指定地域密着型サービスの事業の一般原則)

第3条 (略)

2 · 3 (略)

目次

第1章~第8章 (略)

第9章 看護小規模多機能型居宅介護

改

第1節 基本方針(第190条)

第2節 人員に関する基準(第191条―第193条)

īF

案

第3節 設備に関する基準(第194条・第195条)

第4節 運営に関する基準(第196条―第202条)

第10章 雑則(第203条)

附則

(指定地域密着型サービスの事業の一般原則)

第3条 (略)

2 · 3 (略)

- 4 指定地域密着型サービス事業者は、利用者の人権の擁護、 虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、そ の従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければな らない。
- 5 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切か

(定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数)

第6条 (略)

 $2 \sim 4$ (略)

- 5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地 内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該 施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規 定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充 てることができる。
 - (1) 指定短期入所生活介護事業所(指定居宅サービス等基準 第121条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業所 をいう。<u>第151条第12項</u>に おいて同じ。)
 - (2) 指定短期入所療養介護事業所(指定居宅サービス等基準 第142条第1項に規定する指定短期入所療養介護事業所 をいう。)
 - (3) 指定特定施設(指定居宅サービス等基準第174条第1項に規定する指定特定施設をいう。_____
 - (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所(第82条第1項に 規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。____
 - (5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所(第110条第1

つ有効に行うよう努めなければならない。

(定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数)

第6条 (略)

 $2 \sim 4$ (略)

- 5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地 内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該 施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規 定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充 てることができる。
 - (1) 指定短期入所生活介護事業所(指定居宅サービス等基準 第121条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業所 をいう。第47条第4項第1号及び第151条第12項に おいて同じ。)
- (2) 指定短期入所療養介護事業所(指定居宅サービス等基準 第142条第1項に規定する指定短期入所療養介護事業所 をいう。第47条第4項第2号において同じ。)
- (3) 指定特定施設(指定居宅サービス等基準第174条第1項に規定する指定特定施設をいう。<u>第47条第4項第3号</u>において同じ。)
- (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所(第82条第1項に 規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。<u>第4</u> 7条第4項第4号において同じ。)
- (5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所(第110条第1

項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。第64条第1項 、第65条第1項、第82条第6項、第83条第3項及び第84条において同じ。)

- (6) 指定地域密着型特定施設(第129条第1項に規定する 指定地域密着型特定施設をいう。<u>第64条第1項</u> 、第65条第1項及び第82条第6項にお
- (7) 指定地域密着型介護老人福祉施設(第150条第1項に 規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。<u>第64</u> 条第1項 82条第6項において同じ。)
- (8) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(第191条第 1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所を いう。<u>第5章から第8章まで</u>に おいて同じ。)

 $(9) \sim (12)$ (略)

いて同じ。)

 $6 \sim 1 \ 2$ (略)

(運営規程)

第31条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、次に 掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下こ の章において「運営規程」という。)を定めておかなければな 項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。第47条第4項第5号、第64条第1項、第65条第1項、第82条第6項、第83条第3項及び第84条において同じ。)

- (6) 指定地域密着型特定施設(第129条第1項に規定する 指定地域密着型特定施設をいう。<u>第47条第4項第6号、</u> <u>第64条第1項</u>、第65条第1項及び第82条第6項にお いて同じ。)
- (7) 指定地域密着型介護老人福祉施設(第150条第1項に 規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。<u>第47</u> 条第4項第7号、第64条第1項、第65条第1項及び第 82条第6項において同じ。)
- (8) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(第191条第 1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所を いう。<u>第47条第4項第8号及び第5章から第8章まで</u>に おいて同じ。)

 $(9) \sim (12)$ (略)

 $6 \sim 1 \ 2$ (略)

(運営規程)

第31条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、次に 掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下こ の章において「運営規程」という。)を定めておかなければな らない。

 $(1) \sim (7)$ (略)

(8) (略)

(勤務体制の確保等)

第32条 (略)

 $2 \sim 4$ (略)

らない。

- $(1) \sim (7)$ (略)
- (8) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (9) (略)

(勤務体制の確保等)

第32条 (略)

 $2 \sim 4$ (略)

5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、適切な 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を確保する観 点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係 を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超え たものにより定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の就 業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必 要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

- 第32条の2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者 は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指 定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を継続的に実施 するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るため の計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務 継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、業務継続計画に

(衛生管理等)

第33条 (略)

2 (略)

ついて周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実 施しなければならない。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期的 に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画 の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第33条 (略)

- 2 (略)
- 3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該指 定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において感染症 が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置 を講じなければならない。
 - (1) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」)という。)を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6箇月に1回以上開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所にお ける感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備す ること。
 - (3) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所にお

(掲示)

第34条 (略)

(地域との連携等)

第39条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、 利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域の医療関係 者、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が所在す る市の職員又は当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護 事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項 に規定する地域包括支援センターの職員、定期巡回・随時対 応型訪問介護看護について知見を有する者等により構成され る協議会 いて、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定 期的に実施すること。

(掲示)

第34条 (略)

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項に 規定する事項を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応 型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関 係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示 に代えることができる。

(地域との連携等)

第39条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、 利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域の医療関係 者、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が所在す る市の職員又は当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護 事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項 に規定する地域包括支援センターの職員、定期巡回・随時対 応型訪問介護看護について知見を有する者等により構成され る協議会 (テレビ電話装置等を活用して行うことができるも のとする。ただし、利用者又はその家族(以下この項、第5 9条の17第1項及び第87条において「利用者等」という。) が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用につい (以下この項

において「介護・医療連携推進会議」という。)を設置し、おおむね6箇月に1回以上、介護・医療連携推進会議に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供状況等を報告し、介護・医療連携推進会議による評価を受けるとともに、介護・医療連携推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

 $2 \sim 4$ (略)

て当該利用者等の同意を得なければならない。)(以下この項において「介護・医療連携推進会議」という。)を設置し、おおむね6箇月に1回以上、介護・医療連携推進会議に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供状況等を報告し、介護・医療連携推進会議による評価を受けるとともに、介護・医療連携推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

 $2 \sim 4$ (略)

(虐待の防止)

- 第40条の2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者 は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲 げる措置を講じなければならない。
 - (1) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
 - (3) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、 虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を

(訪問介護員等の員数)

- 第47条 指定夜間対応型訪問介護の事業を行う者(以下「指定夜間対応型訪問介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定夜間対応型訪問介護事業所」という。)ごとに置くべき従業者(以下「夜間対応型訪問介護従業者」という。)の職種及び員数は、次のとおりとする。ただし、前条第2項ただし書の規定に基づきオペレーションセンターを設置しない場合においては、オペレーションセンター従業者を置かないことができる。
 - (1) オペレーションセンター従業者 オペレーター(指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて<u>専ら</u>利用者からの通報を受け付ける業務に当たる従業者をいう。以下この章において同じ。)として1以上及び利用者の面接その他の業務を行う者として1以上確保されるために必要な数以上とする。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、オペレーターは、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。
 - (2) 定期巡回サービスを行う訪問介護員等 定期巡回サービスを行う訪問介護員等の員数は、交通事情、訪問頻度等

置くこと。

(訪問介護員等の員数)

- 第47条 指定夜間対応型訪問介護の事業を行う者(以下「指定夜間対応型訪問介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定夜間対応型訪問介護事業所」という。)ごとに置くべき従業者(以下「夜間対応型訪問介護従業者」という。)の職種及び員数は、次のとおりとする。ただし、前条第2項ただし書の規定に基づきオペレーションセンターを設置しない場合においては、オペレーションセンター従業者を置かないことができる。
 - (1) オペレーションセンター従業者 オペレーター(指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて___利用者からの通報を受け付ける業務に当たる従業者をいう。以下この章において同じ。)として1以上及び利用者の面接その他の業務を行う者として1以上確保されるために必要な数以上_
 - (2) 定期巡回サービスを行う訪問介護員等 定期巡回サービスを行う訪問介護員等の員数は、交通事情、訪問頻度等

を勘案し、利用者に適切に定期巡回サービスを提供するために必要な数以上とする。

(3) 随時訪問サービスを行う訪問介護員等 随時訪問サービスを行う訪問介護員等の員数は、指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて<u>専ら</u>随時訪問サービスの提供に当たる訪問介護員等が1以上確保されるために必要な数以上とする。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。

Ω	/ m/ /
2	(略

を勘案し、	利用者に適切に定期巡回サービスを提供するた	-
めに必要な	数以上	

(3)	随時記	方間サー	ビスを	・行う	訪問	介言	隻員等	<u> </u>	随時詞	訪問	サー
	ビン	スを行	う訪問分	下護員等	筝の真	員数は	:	指定夜	友間	対応	型訪	問介
	護る	を提供	する時間	間帯を迫	重じっ	C	_随日	時訪問	引サ	ービ	スの	提供
	に	当たる	訪問介語	雙員等/	š 1 [以上確	保	される	るた	めに	必要	な数
	以_	Ŀ										

2 (略)

- 3 オペレーターは専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。
- 4 指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次に掲げる いずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者 等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、 当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができ る。

- (1) 指定短期入所生活介護事業所
- (2) 指定短期入所療養介護事業所
- (3) 指定特定施設
- (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所
- (5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所
- (6) 指定地域密着型特定施設
- (7) 指定地域密着型介護老人福祉施設
- (8) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所
- (9) 指定介護老人福祉施設
- (10) 介護老人保健施設
- (11) 指定介護療養型医療施設
- (12) 介護医療院
- 5 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。
- 6 当該夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合は、第3項本文及び前項本文の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。
- 7 前項の規定によりオペレーターが随時訪問サービスに従事

(運営規程)

第55条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型 訪問介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重 要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」とい う。)を定めておかなければならない。

 $(1) \sim (7)$ (略)

(8) (略)

(勤務体制の確保等)

第56条 (略)

2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の訪問介護員等によって定期巡回サービス及び随時訪問サービスを提供しなければならない。ただし、随時訪問サービスについては、他の指定訪問介護事業所との連携を図ることにより当該指定夜間対応型訪問介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、当該他の指定訪問介護事業所の規定する訪問介護員等に行わせることができる。

している場合において、当該指定夜間対応型訪問介護事業所 の利用者に対する随時訪問サービスの提供に支障がないとき は、第1項の規定にかかわらず、随時訪問サービスを行う訪 問介護員等を置かないことができる。

(運営規程)

第55条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型 訪問介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重 要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」とい う。)を定めておかなければならない。

 $(1) \sim (7)$ (略)

- (8) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (9) (略)

(勤務体制の確保等)

第56条 (略)

2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の訪問介護員等によって定期巡回サービス及び随時訪問サービスを提供しなければならない。ただし、指定夜間対応型訪問介護事業所が、適切に指定夜間対応型訪問介護を利用者に提供する体制を構築しており、他の指定訪問介護事業所又は指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所(以下この条において「指定訪問介護事業所等」という。)との密接な連携を図ることにより当該指定夜間対応型訪問介護事業所の効果的な運

	営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支
	障がないときは、市長が地域の実情を勘案し適切と認める範
	囲内において、指定夜間対応型訪問介護の事業の一部を、当
	該他の指定訪問介護事業所等の従業者に行わせることができ
	<u>る。</u>
3 前項の規定にかかわらず、指定夜間対応型訪問介護事業者	3 前項本文の規定にかかわらず、オペレーションセンターサ
が指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併	ービスについては、市長が地域の実情を勘案し適切と認める
せて受け、かつ、指定夜間対応型訪問介護の事業と指定定期	範囲内において、複数の指定夜間対応型訪問介護事業所の間
巡回・随時対応型訪問介護看護の事業とが同一敷地内におい	の契約に基づき、当該複数の指定夜間対応型訪問介護事業所
て一体的に運営されている場合(第32条第2項ただし書の	が密接な連携を図ることにより、一体的に利用者又はその家
規定により当該指定夜間対応型訪問介護事業所の従業者が当	族等からの通報を受けることができる。
該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務を行	
うことにつき市長に認められている場合に限る。)であって、	
利用者の処遇に支障がないときは、市長が地域の実情を勘案	
し適切と認める範囲内において、定期巡回サービス又は随時	
訪問サービスの事業の一部を他の指定訪問介護事業所又は指	
定夜間対応型訪問介護事業所の従業者に行わせることができ	
<u>る。</u>	
4 (略)	4 (略)
	5 指定夜間対応型訪問介護事業者は、適切な指定夜間対応型
	訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる
	性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務
	上必要かつ相当な範囲を超えたものにより夜間対応型訪問介

(地域との連携等)

第57条 (略)

(準用)

第59条 第9条から第22条まで、第27条、第28条<u>第</u>33条から第38条まで、第40条及び第41条 の規定は、夜間対応型訪問介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項、第19条<u>第33条及び第</u>34条

___中「定期巡

回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「夜間対応型訪問介護従業者」と、第14条中「計画作成責任者」とあるのは「オペレーションセンター従業者(オペレーションセンターを設置しない場合にあっては、訪問介護員等)」と、第27条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「訪問介護員等」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護(随時対応サービスを除く。)」とあるのは「夜間対応型

護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の 明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(地域との連携等)

第57条 (略)

2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介 護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対 して指定夜間対応型訪問介護を提供する場合には、当該建物 に居住する利用者以外の者に対しても指定夜間対応型訪問介 護の提供を行うよう努めなければならない。

(準用)

第59条 第9条から第22条まで、第27条、第28条<u>第</u>32条の2から第38条まで及び第40条から第41条までの規定は、夜間対応型訪問介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項、第19条<u>第32条の2第2項、第33条第1項並びに第3項第1号及び第3号</u>、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「夜間対応型訪問介護従業者」と、第14条中「計画作成責任者」とあるのは「オペレーションセンター従業者(オペレーションセンターを設置しない場合にあっては、訪問介護員等)」と、第27条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「訪問介護員等」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「訪問介護員等」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「訪問介護員等」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護(随時対応サービスを除く。)」とあるのは「夜間対応型

訪問介護」と読み替えるものとする。

(運営規程)

第59条の12 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域 密着型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営につい ての重要事項に関する規程(以下この節において「運営規程」 という。)を定めておかなければならない。

 $(1) \sim (9)$ (略)

(10) (略)

(勤務体制の確保等)

第59条の13 (略)

2 (略)

3 指定地域密着型通所介護事業者は、地域密着型通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

訪問介護」と読み替えるものとする。

(運営規程)

第59条の12 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域 密着型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営につい ての重要事項に関する規程(以下この節において「運営規程」 という。)を定めておかなければならない。

 $(1) \sim (9)$ (略)

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11) (略)

(勤務体制の確保等)

第59条の13 (略)

2 (略)

- 3 指定地域密着型通所介護事業者は、地域密着型通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定地域密着型通所介護事業者は、全ての地域密着型通所介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。
- 4 指定地域密着型通所介護事業者は、適切な指定地域密着型 通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる 性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務

(非常災害対策)

第59条の15 (略)

(衛生管理等)

第59条の16 (略)

2 指定地域密着型通所介護事業者は、当該指定地域密着型通 所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないよ うに必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型通所介 護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の 明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(非常災害対策)

第59条の15 (略)

2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の 実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努め なければならない。

(衛生管理等)

第59条の16 (略)

- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、当該指定地域密着型通 所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないよ うに、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の 予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テ レビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。) をおおむね6箇月に1回以上開催するとともに、その結果 について、地域密着型通所介護従業者に周知徹底を図るこ と。
 - (2) 当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の 予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
 - (3) 当該指定地域密着型通所介護事業所において、地域密着型通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止

(地域との連携等)

_____(以下この項に

おいて「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね6箇月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

$2 \sim 5$ (略)

(準用)

第59条の20 第9条から第13条まで、第15条から第1 8条まで、第20条、第22条、第28条_____、 第34条から第38条まで_____、第41条及び第 53条の規定は、指定地域密着型通所介護の事業について準 用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規 <u>のための研修及び訓練を定期的に実施すること。</u>

(地域との連携等)

第59条の17 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、指定地域密着型通所介護事業所が所在する市の職員又は当該指定地域密着型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会 (テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)(以下この項において「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね6箇月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

 $2 \sim 5$ (略)

(準用)

第59条の20 第9条から第13条まで、第15条から第1 8条まで、第20条、第22条、第28条<u>、第32条の2</u>、 第34条から第38条まで<u>、第40条の2</u>、第41条及び第 53条の規定は、指定地域密着型通所介護の事業について準 用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規

	護従	業者	`]															
												とあ	る	のに	ţΓ	地填	龙密	着
	型通	所介	護従	業者	至」	չ <u>.</u>	第	3	4 🗐	条中	1 [定期	巡	口•	随	時文	す応	型
	訪問	介護	看護	従美	美者		こあ	る	のり	は	「地	域密	着	型证	所	介證	隻従	業
	者」	<u>と</u> 読	み替	える	5 6	のと	:す	る。)									
	(準	用)																
第	5 9	条の	2 0	Ø 3	3	第:	9条	か	6 f	第 1	3	条ま	で	、第	§ 1	5 🛊	きか	6
	第 1	8条	まで	、第	等 2	0	ξ,	第	2 2	2 条		第 2	8 🕏	条				
	`	第 3	4条	から	う 第	3 8	3条	ま	で_					`	第	4 1	条	`
	第 5	3条	:及び	第:	5 9	条0	2 0	`	第	5 9	条	の 4	, .	第 5	5 9	条0	5 (第
	4項	並び	に前	節	(第	5 9	条	Ø :	2 ()を	除	< 。)	0	規定	官は	. , ‡	+生	型
	地域	密着	型通	所介)護	の事	事業	に	つし	ハて	(準	用す	る。	, <u>~</u>	<u>_</u> の	場台	うに	お
	いて	、第	9条	:第]	頂	中	「第	3	1 ई	条に	. 規	定す	る	運営	쉵規	程」	لح	あ
	るの	は「	運営	規利	呈 (第:	5 9	条	の	1 2	にに	規定	す	る追	[営	規利	是を	, ,
	う。	第 3	4条	によ	371.	て		[司し	٥.)]	と、	定	期的	巡回	• §	直時	対
	応型	訪問	介護	看記	隻従	業者	計」	と	あ	3 O	は	「共	生	型址	也域	密衤		通
	所介	護の	提供	に当	当た	る行		者	(]	以下	, [共生	型:	地垣	戈密	着型	型通	所
	介護	従事	者」	とい	ヾゔ゙゙゙゙゙	,)]	と	, ;	第 3	3 4	条	中						
															「定	期的	巡回	•
	随時	対応	型訪	問分	卜護	看記	隻従	事	者」	ا ك	: あ	るの	は	ſ‡	ķ 生	型均	也域	密

着型通所介護従事者」と、第59条の5第4項中「前項ただ

定する運営規程」とあるのは「第59条の12に規定する重

要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看

定する運営規程」とあるのは「第59条の12に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第32条の2第2項、第3 4条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と

読み替えるものとする。

(進用)

第59条の20の3 第9条から第13条まで、第15条から 第18条まで、第20条、第22条、第28条、第32条の 2、第34条から第38条まで、第40条の2、第41条、 第53条及び第59条の2、第59条の4、第59条の5第 4項並びに前節(第59条の20を除く。)の規定は、共生型 地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程(第59条の12に規定する運営規程をいう。第34条第1項において同じ。)」と、「定期巡回・随時対 応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者(以下「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者(以下「共生型地域密着型通所介護でであるのは「共生型地域密着型通所介護でであるのと第1号及び第3号中「定期巡回・ 随時対応型訪問介護看護従事者」とあるのは「共生型地域密 着型通所介護従事者」と、第59条の5第4項中「前項ただ し書の場合(指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。)」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第59条の9第4号、第59条の10第5項及び第59条の13第3項

中「地域密着型

通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の19第2項第2号中「次条において準用する第20条第2項」とあるのは「第20条第2項」と、同項第3号中「次条において準用する第28条」とあるのは「第28条」と、同項第4号中「次条において準用する第38条第2項」と読み替えるものとする。

(運営規程)

第59条の34 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに<u>次</u>に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この節において「運営規程」という。)を 定めておかなければならない。

 $(1) \sim (8)$ (略)

<u>(9)</u> (略)

し書の場合(指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。)」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第59条の9第4号、第59条の10第5項、第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」とあるのは「第20条第2項」と、同項第3号中「次条において準用する第20条第2項」とあるのは「第20条第2項」と、同項第4号中「次条において準用する第38条第2項」とあるのは「第38条第2項」と読み替えるものとする。

(運営規程)

第59条の34 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この節において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

 $(1) \sim (8)$ (略)

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

(10) (略)

(安全・サービス提供管理委員会の設置)

第59条の36 指定療養通所介護事業者は、安全かつ適切なサービスの提供を確保するため、地域の医療関係団体に属する者、地域の保健、医療又は福祉の分野を専門とする者その他指定療養通所介護の安全かつ適切なサービスの提供を確保するために必要と認められる者から構成される安全・サービス提供管理委員会

_____(次項において「委員会」という。)を設置しなければならない。

2 • 3 (略)

(準用)

第59条の38 第10条から第13条まで、第16条から第 18条まで、第20条、第22条、第28条_____、 第34条から第38条まで____、第41条、第5 9条の7 (第3項第2号を除く。)、第59条の8及び第59 条の13から第59条の18までの規定は、指定療養通所介 護の事業について準用する。この場合において、<u>第34条中</u>

程」とあるのは「第59条の34に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」と あるのは「療養通所介護従業者」と、第59条の13第3項 (安全・サービス提供管理委員会の設置)

第59条の36 指定療養通所介護事業者は、安全かつ適切なサービスの提供を確保するため、地域の医療関係団体に属する者、地域の保健、医療又は福祉の分野を専門とする者その他指定療養通所介護の安全かつ適切なサービスの提供を確保するために必要と認められる者から構成される安全・サービス提供管理委員会 (テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。) (次項において「委員会」という。) を設置しなければならない。

2 · 3 (略)

(準用)

第59条の38 第10条から第13条まで、第16条から第 18条まで、第20条、第22条、第28条、第32条の2、 第34条から第38条まで、第40条の2、第41条、第5 9条の7(第3項第2号を除く。)、第59条の8及び第59 条の13から第59条の18までの規定は、指定療養通所介 護の事業について準用する。この場合において、<u>第32条の</u> 2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第 3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とある のは「療養通所介護従業者」と、第34条第1項中「運営規 程」とあるのは「第59条の34に規定する重要事項に関す る規程」と

__、第59条の13第3項

中

「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「療養通所介護について知見を有する者」と、「6箇月」とあるのは「12箇月」と、同条第3項中「当たっては」とあるのは「当たっては、利用者の状態に応じて」と、第59条の18第4項中「第59条の5第4項」とあるのは「第59条の26第4項」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第64条 指定認知症対応型共同生活介護事業所若しくは指定 介護予防認知症対応型共同生活介護事業所(指定地域密着型 介護予防サービス基準条例第71条第1項に規定する指定介 護予防認知症対応型共同生活介護事業所をいう。次条におい て同じ。)の居間若しくは食堂又は指定地域密着型特定施設若 しくは指定地域密着型介護老人福祉施設の食堂若しくは共同 生活室において、これらの事業所又は施設

の利用者、入居者又は入 所者とともに行う指定認知症対応型通所介護(以下「共用型 指定認知症対応型通所介護」という。)の事業を行う者(以下 「共用型指定認知症対応型通所介護事業者」という。)が当該 事業を行う事業所(以下「共用型指定認知症対応型通所介護 事業所」という。)に置くべき従業者の員数は、当該利用者、 及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号中

「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「療養通所介護について知見を有する者」と、「6箇月」とあるのは「12箇月」と、同条第3項中「当たっては」とあるのは「当たっては、利用者の状態に応じて」と、第59条の18第4項中「第59条の5第4項」とあるのは「第59条の26第4項」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第64条 指定認知症対応型共同生活介護事業所若しくは指定 介護予防認知症対応型共同生活介護事業所(指定地域密着型 介護予防み症対応型共同生活介護事業所をいう。次条におい て同じ。)の居間若しくは食堂又は指定地域密着型特定施設若 しくは指定地域密着型介護老人福祉施設の食堂若しくは共同 生活室において、これらの事業所又は施設<u>(第66条第1項</u> において「本体事業所等」という。)の利用者、入居者又は入 所者とともに行う指定認知症対応型通所介護(以下「共用型 指定認知症対応型通所介護」という。)の事業を行う者(以下 「共用型指定認知症対応型通所介護事業者」という。)が当該 事業を行う事業所(以下「共用型指定認知症対応型通所介護 事業所」という。)に置くべき従業者の員数は、当該利用者、

当該入居者又は当該入所者の数と当該共用型指定認知症対応 型通所介護の利用者(当該共用型指定認知症対応型通所介護 事業者が共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者 (指定地域密着型介護予防サービス基準条例第8条第1項に 規定する共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者を いう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、共用型指定認 知症対応型通所介護の事業と共用型指定介護予防認知症対応 型通所介護(同項に規定する共用型指定介護予防認知症対応 型通所介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所にお いて一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所に おける共用型指定認知症対応型通所介護又は共用型指定介護 予防認知症対応型通所介護の利用者。次条において同じ。)の 数を合計した数について、第110条、第130条若しくは 第151条又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第 7 0 条に規定する従業者の員数を満たすために必要な数以上 とする。

2 (略)

(利用定員等)

第65条 (略)

2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス(法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。 以下同じ。)、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援(法 第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。)、指定

当該入居者又は当該入所者の数と当該共用型指定認知症対応 型通所介護の利用者(当該共用型指定認知症対応型通所介護 事業者が共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者 (指定地域密着型介護予防サービス基準条例第8条第1項に 規定する共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者を いう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、共用型指定認 知症対応型通所介護の事業と共用型指定介護予防認知症対応 型通所介護(同項に規定する共用型指定介護予防認知症対応 型通所介護をいう。以下同じ。) の事業とが同一の事業所にお いて一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所に おける共用型指定認知症対応型通所介護又は共用型指定介護 予防認知症対応型通所介護の利用者。次条において同じ。)の 数を合計した数について、第110条、第130条若しくは 第151条又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第 70条に規定する従業者の員数を満たすために必要な数以上 とする。

2 (略)

(利用定員等)

第65条 (略)

2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス(法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。 以下同じ。)、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援(法 第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。)、指定

(管理者)

第66条 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、共用型 指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事 する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型 指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合 は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務 に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務 に従事することができるものとする。 介護予防サービス(法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。)、指定地域密着型介護予防サービス(法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。)若しくは指定介護予防支援(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。)の事業又は介護保険施設(法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。)若しくは指定介護療養型医療施設の運営(第82条第7項、第110条第9項及び第191条第8項において「指定居宅サービス事業等」という。)について3年以上の経験を有する者でなければならない。

(管理者)

第66条 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。なお、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。

2 (略)

(運営規程)

第73条 指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対 応型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営について の重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

 $(1) \sim (9)$ (略)

(10) (略)

(準用)

第80条 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条_____、第34条から第38条まで____、第41条、第53条、第59条の6、第59条の7、第59条の11及び第59条の13から第59条の18までの規定は、指定認知症対応型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第73条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」

あるのは「認知症対応型通所介護従業者」と<u>、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と</u>

_____、第59条の17第1項中「地域 密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知 (運営規程)

第73条 指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対 応型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営について の重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

 $(1) \sim (9)$ (略)

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11) (略)

(準用)

第80条 第9条から第13条まで、第15条から第18条ま で、第20条、第22条、第28条、第32条の2、第34 条から第38条まで、第40条の2、第41条、第53条、 第59条の6、第59条の7、第59条の11及び第59条 の13から第59条の18までの規定は、指定認知症対応型 通所介護の事業について準用する。この場合において、第9 条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第 73条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第32 条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及 び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」と あるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第59条の1 3 第 3 項及び第 4 項並びに第 5 9 条の 1 6 第 2 項第 1 号及び 第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「認知症 対応型通所介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域 密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知 症対応型通所介護について知見を有する者」と、第59条の 18第4項中「第59条の5第4項」とあるのは「第63条 第4項」と読み替えるものとする。

(従業者の員数等)

第82条 (略)

 $2 \sim 5$ (略)

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員 に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置く ほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満た す従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該小規 模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の 職務に従事することができる。

症対応型通所介護について知見を有する者」と、第59条の 18第4項中「第59条の5第4項」とあるのは「第63条 第4項」と読み替えるものとする。

(従業者の員数等)

第82条 (略)

 $2 \sim 5$ (略)

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

当該指定小規模多指定認知症対応型共同生活介護介護職員機能型居宅介護事事業所、指定地域密着型特定施業所に中欄に掲げ設、指定地域密着型介護老人福祉る施設等のいずれ施設、指定介護老人福祉施設、介かが併設されてい護老人保健施設、指定介護療養型医療施設(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。)又は介護医療院

当該指定小規模多前項中欄に掲げる施設等、指定居看護師又機能型居宅介護事宅サービスの事業を行う事業所、は准看護業所の同一敷地内指定定期巡回・随時対応型訪問介師に中欄に掲げる施護看護事業所、指定地域密着型通設等のいずれかが所介護事業所、指定認知症対応型ある場合 通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設

 $7 \sim 1.3$ (略)

(管理者)

第83条 (略)

2 (略)

3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター(老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。)、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所(第193条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。)等の従業者又は訪問介護員等(介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第111条第2項、第112条、第192条第2項及び第193条において同じ。)として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、規則で定める研修を修了しているものでなければならない。

当該指定小規模多 前項中欄に掲げる施設等、指定居 養師又 機能型居宅介護事宅サービスの事業を行う事業所、は准看護 業所の同一敷地内指定定期巡回・随時対応型訪問介師 に中欄に掲げる施護看護事業所、指定地域密着型通 設等のいずれかが所介護事業所<u>又は指定認知症対</u> ある場合

<u>応型通所介護事業所</u>

 $7 \sim 13$ (略)

(管理者)

第83条 (略)

2 (略)

3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター(老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。)、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所(第193条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。)等の従業者又は訪問介護員等(介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第111条第3項、第112条、第192条第2項及び第193条において同じ。)として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、規則で定める研修を修了しているものでなければならない。

(心身の状況等の把握)

第87条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模 多機能型居宅介護の提供に当たっては、介護支援専門員(第 82条第12項の規定により介護支援専門員を配置していな いサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあって は、本体事業所の介護支援専門員。以下この条及び第93条 において同じ。)が開催するサービス担当者会議

その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(運営規程)

第100条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

 $(1) \sim (9)$ (略)

<u>(10)</u> (略)

(心身の状況等の把握)

第87条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、介護支援専門員(第82条第12項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、本体事業所の介護支援専門員。以下この条及び第93条において同じ。)が開催するサービス担当者会議(介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者を招集して行う会議(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)をいう。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(運営規程)

第100条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

 $(1) \sim (9)$ (略)

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11) (略)

(定員の遵守)

第101条 (略)

(準用)

第108条 第9条から第13条まで、第20条、第22条、第28条 、第34条から第38条まで、第4 0条、第41条 、第59条の11、第59条の13、 第59条の16及び第59条の17の規定は、指定小規模多 機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、 第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは 「第100条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡 (定員の遵守)

第101条 (略)

2 前項本文の規定にかかわらず、過疎地域その他これに類する地域において、地域の実情により当該地域における指定小規模多機能型居宅介護の効率的運営に必要であると市が認めた場合は、指定小規模多機能型居宅介護事業者は、市が認めた日から市介護保険事業計画(法第117条第1項に規定する市介護保険事業計画をいう。以下この項において同じ。)の終期まで(市が次期の市介護保険事業計画を作成するに当たって、新規に代替サービスを整備するよりも既存の指定小規模多機能型居宅介護事業所を活用することがより効率的であると認めた場合にあっては、次期の市介護保険事業計画の終期まで)に限り、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定小規模多機能型居宅介護の提供を行うことができる。

(準用)

第108条 第9条から第13条まで、第20条、第22条、 第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第4 0条から第41条まで、第59条の11、第59条の13、 第59条の16及び第59条の17の規定は、指定小規模多 機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、 第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは 「第100条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、

回·随時対応型訪問介護看護従業者」

____とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と<u>、第3</u> 4条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とある のは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の11 第2項中「この節」とあるのは「第5章第4節」と、第59 条の13第3項

中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6箇月」とあるのは「2箇月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第110条 指定認知症対応型共同生活介護の事業を行う者 (以下「指定認知症対応型共同生活介護事業者」という。)が 当該事業を行う事業所(以下「指定認知症対応型共同生活介 護事業所」という。)ごとに置くべき指定認知症対応型共同生 活介護の提供に当たる従業者(以下「介護従業者」という。) の員数は、当該事業所を構成する共同生活住居ごとに、夜間 及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定認知症対応型共同生活 介護の提供に当たる介護従業者を、常勤換算方法で、当該共 第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第 1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業 者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と

第59条の11

第2項中「この節」とあるのは「第5章第4節」と、第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1 号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6箇月」とあるのは「2箇月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第110条 指定認知症対応型共同生活介護の事業を行う者 (以下「指定認知症対応型共同生活介護事業者」という。)が 当該事業を行う事業所(以下「指定認知症対応型共同生活介 護事業所」という。)ごとに置くべき指定認知症対応型共同生 活介護の提供に当たる従業者(以下「介護従業者」という。) の員数は、当該事業所を構成する共同生活住居ごとに、夜間 及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定認知症対応型共同生活 介護の提供に当たる介護従業者を、常勤換算方法で、当該共

同生活住居の利用者(当該指定認知症対応型共同生活介護事 業者が指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者(指定 地域密着型介護予防サービス基準条例第71条第1項に規定 する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者をいう。 以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定認知症対応型共 同生活介護の事業と指定介護予防認知症対応型共同生活介護 (指定地域密着型介護予防サービス基準条例第70条に規定 する指定介護予防認知症対応型共同生活介護をいう。以下同 じ。) の事業とが同一の事業所において一体的に運営されてい る場合にあっては、当該事業所における指定認知症対応型共 同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利 用者。以下この条及び第113条において同じ。)の数が3又 はその端数を増すごとに1以上とするほか、夜間及び深夜の 時間帯を通じて1以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務 (夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務(宿直勤務を除く。) をいう。)を行わせるために必要な 数以上とする。

同生活住居の利用者(当該指定認知症対応型共同生活介護事 業者が指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者(指定 地域密着型介護予防サービス基準条例第71条第1項に規定 する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者をいう。 以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定認知症対応型共 同生活介護の事業と指定介護予防認知症対応型共同生活介護 (指定地域密着型介護予防サービス基準条例第70条に規定 する指定介護予防認知症対応型共同生活介護をいう。以下同 じ。) の事業とが同一の事業所において一体的に運営されてい る場合にあっては、当該事業所における指定認知症対応型共 同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利 用者。以下この条及び第113条において同じ。)の数が3又 はその端数を増すごとに1以上とするほか、夜間及び深夜の 時間帯を通じて1以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務 (夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務(宿直勤務を除く。) をいう。以下この項において同じ。)を行わせるために必要な 数以上とする。ただし、当該指定認知症対応型共同生活介護 事業所の有する共同生活住居の数が3である場合において、 当該共同生活住民がすべて同一の階において隣接し、介護従 業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うこと が可能な構造である場合であって、当該指定認知症対応型共 同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全 性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時

$2 \sim 4$ (略)

5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居 ごとに、保健医療サービス又は福祉サービスの利用に係る計画の作成に関し知識及び経験を有する 者であって認知症対応型共同生活介護計画の作成を担当させるのに適当と認められるものを専らその職務に従事する計画 作成担当者としなければならない。ただし、利用者の処遇に

__における他の職務に従事することができるものとする。

支障がない場合は、当該共同生活住居

 $6 \sim 8$ (略)

間帯に指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき 介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて2以上 の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な 数以上とすることができる。

 $2 \sim 4$ (略)

5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、<u>指定認知症対応型共同生活介護事業所</u>ごとに、保健医療サービス又は福祉サービスの利用に係る計画の作成に関し知識及び経験を有する者であって認知症対応型共同生活介護計画の作成を担当させるのに適当と認められるものを専らその職務に従事する計画作成担当者としなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所における他の職務に従事することができるものとする。

 $6 \sim 8$ (略)

9 第7項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定認知症 対応型共同生活介護事業所(指定認知症対応型共同生活介護 事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療 又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定 認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定 認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定認知症対応型共 同生活介護事業所であって当該指定認知症対応型共同生活介 護事業所に対して指定認知症対応型共同生活介護の提供に係 る支援を行うもの(以下この章において「本体事業所」とい 9 <u>(略)</u> 10 (略)

(管理者)

第111条 (略)

2 (略)

第113条 指定認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数は1又は2

とする。ただし、指定認知症対応型共同生活介護事業 所に係る用地の確保が困難であることその他地域の実情により指定認知症対応型共同生活介護事業所の効率的運営に必要 と認められる場合は、1の事業所における共同生活住居の数 を3とすることができる。

 $2 \sim 7$ (略)

(指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針)

う。)との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同 じ。)については、介護支援専門員である計画作成担当者に代 えて第6項の別に厚生労働大臣が定める研修を終了している 者を置くことができる。

10 (略)

11 (略)

(管理者)

第111条 (略)

2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。

3 (略)

第113条 指定認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数は<u>1以上3以下(サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所にあっては、1又は2)</u>とする。

 $2 \sim 7$ (略)

(指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針)

第117条 (略)

 $2 \sim 6$ (略)

- 7 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の 適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会

____を3箇月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。 (2)・(3) (略)

8 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、自らその提供する指定認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に<u>外部の者による</u>評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(管理者による管理)

第121条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、 指定居宅サービス、指定地域密着型サービス

、指定介

護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービスの 事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理す 第117条 (略)

 $2 \sim 6$ (略)

- 7 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会 (テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとす る。) を3箇月に1回以上開催するとともに、その結果につ いて、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) (3) (略)
- 8 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、自らその提供する指定認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に次に掲げるいずれかの評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。
 - (1) 外部の者による評価
 - (2) 第128条において準用する第59条の17第1項に 規定する運営推進会議における評価

(管理者による管理)

第121条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、 指定居宅サービス、指定地域密着型サービス<u>(サテライト型</u> 指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所 が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。)、指定介 護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービスの 事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理す る者であってはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上 支障がない場合は、この限りでない。

(運営規程)

第122条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

 $(1) \sim (6)$ (略)

(7) (略)

(勤務体制の確保等)

- 第123条 (略)
- 2 (略)
- 3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

る者であってはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上 支障がない場合は、この限りでない。

(運営規程)

- 第122条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。
 - $(1) \sim (6)$ (略)
 - (7) 虐待の防止のための措置に関する事項
 - (8) (略)

(勤務体制の確保等)

- 第123条 (略)
- 2 (略)
- 3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。 その際、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。
- 4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定認知 症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場にお

(進用)

第128条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条 、第34条から第36条まで、第38条、第40条、第41条 、第59条の11、第59条の16、第59条の17第1項から第4項まで、第99条、第102条及び第104条の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第122条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」

____とあるのは「介護従業者」と<u>、第34条中「定期巡回・</u>随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」 と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第6章 第4節」と

59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を 有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について 知見を有する者」と、「6箇月」とあるのは「2箇月」と、第 いて行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護 従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明 確化等の必要な措置を講じなければならない。

(進用)

第128条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第36条まで、第38条、第40条から第41条まで、第59条の11、第59条の16、第59条の17第1項から第4項まで、第99条、第102条及び第104条の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第122条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と

一、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第6章 第4節」と、第59条の16第2項第1号及び第3号中「地 域密着型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第 59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を 有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について 知見を有する者」と、「6箇月」とあるのは「2箇月」と、第 99条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第102条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。

(指定地域密着型特定施設入居者生活介護の取扱方針)

第138条 (略)

 $2 \sim 5$ (略)

- 6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、身体的 拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければ ならない。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会

____を3箇月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) • (3) (略)

7 (略)

(運営規程)

第145条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者 は、指定地域密着型特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営 についての重要事項に関する規程を定めておかなければなら ない。

 $(1) \sim (8)$ (略)

99条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第102条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。

(指定地域密着型特定施設入居者生活介護の取扱方針)

第138条 (略)

 $2 \sim 5$ (略)

- 6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、身体的 拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければ ならない。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会 (テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとす る。) を3箇月に1回以上開催するとともに、その結果につ いて、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) (3) (略)

7 (略)

(運営規程)

第145条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者 は、指定地域密着型特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営 についての重要事項に関する規程を定めておかなければなら ない。

(1)~(8) (略)

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

(9) (略)

(勤務体制の確保等)

第146条 (略)

2 · 3 (略)

4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、地域密 着型特定施設従業者の資質の向上のために、その研修の機会 を確保しなければならない。

(準用)

第149条 第12条、第13条、第22条、第28条 、第34条から第38条まで、第40条、第41条 (10) (略)

(勤務体制の確保等)

第146条 (略)

2·3 (略)

- 4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、地域密着型特定施設従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、全ての地域密着型特定施設従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。
- 5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、適切な 指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を確保する観 点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係 を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超え たものにより地域密着型特定施設従業者の就業環境が害され ることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じ なければならない。

(準用)

第149条 第12条、第13条、第22条、第28条<u>、第3</u> 2条の2、第34条から第38条まで<u>、第40条から第41</u>

	、第59条の11、第59条の15、第59条の16、
	第59条の17第1項から第4項まで及び第99条の規定
	は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について
	準用する。この場合において、 <u>第34条中</u>
	「定期巡
	回・随時対応型介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特
	定施設従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあ
	るのは「第7章第4節」と
	、第59条の17第1項中「地域
	密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域
	密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、
	「6箇月」とあるのは「2箇月」と読み替えるものとする。
	(従業者の員数)
第	5151条 指定地域密着型介護老人福祉施設に置くべき従業

者の員数は、次のとおりとする。

(4) 栄養士 1以上

(略)

 $(1) \sim (3)$ (略)

 $(5) \cdot (6)$

条まで、第59条の11、第59条の15、第59条の16、第59条の17第1項から第4項まで及び第99条の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第7章第4節」と、第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型時定施設従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型時定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「6箇月」とあるのは「2箇月」と読み替えるものとする。(従業者の員数)

第151条 指定地域密着型介護老人福祉施設に置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。<u>ただし、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該指定地域密着型介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第4号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。</u>

- $(1) \sim (3)$ (略)
- (4) 栄養士又は管理栄養士 1以上
- (5) (6) (略)

- 2 (略)
- 指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指 定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する者でなけれ ばならない。ただし、指定地域密着型介護老人福祉施設(ユ ニット型指定地域密着型介護老人福祉施設(第178条に規 定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。 以下この項において同じ。)を除く。以下この項において同 じ。) にユニット型指定介護老人福祉施設(指定介護老人福祉 施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省 令第39号。以下「指定介護老人福祉施設基準」という。)第 38条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設をいう。 以下この項において同じ。)を併設する場合の指定地域密着型 介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設の介 護職員及び看護職員(指定介護老人福祉施設基準第47条第 2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。) 又は指定地 域密着型介護老人福祉施設にユニット型指定地域密着型介護 老人福祉施設を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉 施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の介護 職員及び看護職員(第187条第2項の規定に基づき配置さ れる看護職員に限る。)を除き、入所者の処遇に支障がない場 合は、この限りでない。

 $4 \sim 7$ (略)

8 第1項第2号及び第4号から第6号までの規定にかかわら

2 (略)

4	(47 /
3	指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指
	定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する者でなけれ
	ばならない。 <u>ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、こ</u>
	の限りでない。

 $4 \sim 7$ (略)

8 第1項第2号及び第4号から第6号までの規定にかかわら

ず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士 、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、 次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応 じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設 の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これ を置かないことができる。 (1) 指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福 祉施設 栄養士 、機能訓 練指導員又は介護支援専門員 (2) 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士 、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は介 護支援専門員 (3) 病院 栄養士 (病床数100以上の 病院の場合に限る。)又は介護支援専門員(指定介護療養型 医療施設の場合に限る。) (4) 介護医療院 栄養士 又は介護支援 専門員 $9 \sim 1.2$ (略) 13 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所

1 3 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所 (指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通 所介護事業所をいう。以下同じ。)、指定短期入所生活介護事 業所等、指定地域密着型通所介護事業所又は併設型指定認知 症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着 ず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士<u>若しくは管理栄養士</u>、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

- (1) 指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設 <u>生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士</u>、機能訓練指導員又は介護支援専門員
- (2) 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士<u>若しくは管理栄養士</u>、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は介護支援専門員
- (3) 病院 栄養士<u>若しくは管理栄養士</u>(病床数100以上の病院の場合に限る。)又は介護支援専門員(指定介護療養型 医療施設の場合に限る。)
- (4) 介護医療院 栄養士<u>若しくは管理栄養士</u>又は介護支援 専門員

 $9 \sim 12$ (略)

13 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所 (指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通 所介護事業所をいう。以下同じ。)、指定短期入所生活介護事 業所等、指定地域密着型通所介護事業所又は併設型指定認知 症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着

_____又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が 適切に行われると認められるときは、これを置かないことが できる。

 $1.4 \sim 1.7$ (略)

(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針)

第157条 (略)

 $2 \sim 5$ (略)

- 6 指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正 化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会

____を3箇月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) • (3) (略)

7 (略)

(地域密着型施設サービス計画の作成)

型介護予防サービス基準条例第5条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

 $1.4 \sim 1.7$ (略)

(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針)

第157条 (略)

 $2 \sim 5$ (略)

- 6 指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正 化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会 (テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとす る。) を3箇月に1回以上開催するとともに、その結果につ いて、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) • (3) (略)

7 (略)

(地域密着型施設サービス計画の作成)

第158条 (略)

 $2 \sim 5$ (略)

6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議(入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たる他の担当者(以下この条において「担当者」という。)を招集して行う会議

をいう。以下この章において同

じ。)の開催、担当者に対する照会等により、当該地域密着型施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

 $7 \sim 1 \ 2$ (略)

第158条 (略)

 $2 \sim 5$ (略)

6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議(入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たる他の担当者(以下この条において「担当者」という。)を招集して行う会議(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族(以下この項において「入所者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。)をいう。以下この章において同じ。)の開催、担当者に対する照会等により、当該地域密着型施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

 $7 \sim 12$ (略)

(栄養管理)

第163条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者 の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営む ことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画 的に行わなければならない。

(口腔衛生の管理)

第163条の3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者 の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことが できるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態 (運営規程)

第168条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、次に掲げる 施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかな ければならない。

 $(1) \sim (7)$ (略)

(8) (略)

(勤務体制の確保等)

第169条 (略)

2 (略)

3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、従業者に対し、その 資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。 に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。 (運営規程)

第168条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、次に掲げる 施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかな ければならない。

 $(1) \sim (7)$ (略)

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

(9) (略)

(勤務体制の確保等)

第169条 (略)

2 (略)

- 3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、従業者に対し、その 資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。 その際、当該指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての従 業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法 第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者 その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基 礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければな らない。
- 4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたも

(衛生管理等)

第171条 (略)

- 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、当該指定地域密着型 介護老人福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又は まん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければ ならない。
 - (1) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設における感染症 及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討す る委員会

をおおかね3箇月に1回以上開催するととも に、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹 底を図ること。

- (2) (略)
- (3) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設において、介護職 員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びま ん延の防止のための研修

を定期的に実施すること。

(4) (略)

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第175条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、事故の発生 第175条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、事故の発生 又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じ

のにより従業者の就業環境が害されることを防止するための 方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(衛生管理等)

第171条 (略)

- 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、当該指定地域密着型 介護老人福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又は まん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければ ならない。
 - (1) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設における感染症 及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討す る委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができる ものとする。)をおおかね3箇月に1回以上開催するととも に、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹 底を図ること。
 - (2) (略)
 - (3) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設において、介護職 員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びま ん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の 防止のための訓練を定期的に実施すること。
 - (4) (略)

(事故発生の防止及び発生時の対応)

又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じ

なければならない。

- (1) (2) (略)
- (3) 事故発生の防止のための委員会

及び従業者に対する

研修を定期的に行うこと。

 $2 \sim 4$ (略)

(準用)

第177条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条 _____、第34条、第36条、第38条 _____、第41条、第59条の11、第59条の15及び第59条の17第1項から第4項までの規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第168条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」

とあるのは「従業者」と、第13条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」

なければならない。

- (1) (2) (略)
- (3) 事故発生の防止のための委員会<u>(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)</u>及び従業者に対する 研修を定期的に行うこと。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を 置くこと。

 $2 \sim 4$ (略)

(進用)

第177条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条、第36条、第38条、第40条の2、第41条、第59条の11、第59条の15及び第59条の17第1項から第4項までの規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第168条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第13条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」

と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」 とあるのは「従業者」と、第59条の11第2項中「この節」 とあるのは「第8章第4節」と、第59条の17第1項中「地 域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地 域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有 する者」と、「6箇月」とあるのは「2箇月」と読み替えるも のとする。

(設備)

- 第180条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。
 - (1) ユニット

ア居室

- (ア) (略)
- (イ) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入居定員は、<u>おおむね1</u>0人以下としなければならない

____0

- (ウ) 一の居室の床面積等は、次のいずれかを満たすこ と。
 - a 10.65平方メートル以上とすること。ただし、(ア)ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。

ط

、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第4節」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6箇月」とあるのは「2箇月」と読み替えるものとする。

(設備)

- 第180条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。
 - (1) ユニット

ア居室

- (ア) (略)
- (イ) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入居定員は、<u>原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする</u>。
- (ウ) 一の居室の床面積等は10.65平方メートル以上 とすること。ただし、(ア)ただし書の場合にあっては、 21.3平方メートル以上とすること。

- b ユニットに属さない居室を改修したものについて は、入居者同士の視線の遮断の確保を前提にした上 で、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の 隙間が生じていても差し支えないこと。
- (エ) (略)

イ~エ (略)

- $(2) \sim (5)$ (略)
- 2 (略)

(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針)

第182条 (略)

 $2 \sim 7$ (略)

- 8 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会

____を3箇月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

- (2) (3) (略)
- 9 (略)

(運営規程)

第186条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、

(エ) (略)

イ~エ (略)

- (2)~(5) (略)
- 2 (略)

(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針)

第182条 (略)

 $2 \sim 7$ (略)

- 8 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会 <u>(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)</u>を3箇月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) (3) (略)
- 9 (略)

(運営規程)

第186条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、

次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定 めておかなければならない。

 $(1) \sim (8)$ (略)

(9) (略)

(勤務体制の確保等)

第187条 (略)

2 • 3 (略)

4 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定 めておかなければならない。

- (1)~(8) (略)
- (9) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (10) (略)

(勤務体制の確保等)

第187条 (略)

2 · 3 (略)

- 4 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。
- 5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第189条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条 _____、第34条、第36条、第38条 ____、第41条、第59条の11、第59条の15、第59条の17第1項から第4項まで、第153条から第155条まで、第158条、第161条、第163条から第167条まで及び第171条から第176条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第186条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」

第13条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第5節」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6箇月」とあるのは

とあるのは「従業者」と、

(準用)

第189条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22 条、第28条、第32条の2、第34条、第36条、第38 条、第40条の2、第41条、第59条の11、第59条の 15、第59条の17第1項から第4項まで、第153条か ら第155条まで、第158条、第161条、第163条か ら第167条まで及び第171条から第176条までの規定 は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準 用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規 定する運営規程」とあるのは「第186条に規定する重要事 項に関する規程」と、同項、第32条の2第2項、第34条 第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・ 随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、 第13条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護 の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第 2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない 等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とある のは「要介護認定」と

、第59条の 11第2項中「この節」とあるのは「第8章第5節」と、第 59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を 有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者 生活介護について知見を有する者」と、「6箇月」とあるのは 「2箇月」と、第167条中「第158条」とあるのは「第189条において準用する第158条」と、同条第5号中「第157条第5項」とあるのは「第182条第7項」と、同条第6号中「第177条」とあるのは「第189条」と、同条第7号中「第175条第3項」とあるのは「第189条において準用する第175条第3項」と、第176条第2項第2号中「第155条第2項」とあるのは「第189条において準用する第155条第2項」と、同項第3号中「第157条第5項」とあるのは「第189条」と、同項第4号及び第5号中「次条」とあるのは「第189条」と、同項第6号中「前条第3項」とあるのは「第189条において準用する前条第3項」と読み替えるものとする。

(従業者の員数等)

第191条 (略)

 $2 \sim 10$ (略)

1 1 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者に係る居宅サービス計画及び看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなければならない。ただし、当該介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前項 に掲げる施設等の職務に従事することができる。

「2箇月」と、第167条中「第158条」とあるのは「第189条において準用する第158条」と、同条第5号中「第157条第5項」とあるのは「第182条第7項」と、同条第6号中「第177条」とあるのは「第189条において準用する第175条第3項」と、第176条第2項第2号中「第155条第2項」とあるのは「第189条において準用する第155条第2項」と、同項第3号中「第157条第5項」とあるのは「第189条において準用する第155条第2項」と、同項第3号中「第157条第5項」とあるのは「第182条第7項」と、同項第4号及び第5号中「次条」とあるのは「第189条」と、同項第6号中「前条第3項」とあるのは「第189条において準用する前条第3項」と読み替えるものとする。

(従業者の員数等)

第191条 (略)

 $2 \sim 10$ (略)

1 1 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者に係る居宅サービス計画及び看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなければならない。ただし、当該介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する第7項各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。

 $12 \sim 14$ (略)

(準用)

第202条 第9条から第13条まで、第20条、第22条、第28条 、第34条から第38条まで、第40条、第41条 、第59条の11、第59条の13、第59条の16、第59条の17、第87条から第90条まで、第93条から第95条まで、第97条、第98条、第100条から第104条まで及び第106条までの規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第202条において準用する第100条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」

____とあるの

は「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と<u>、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と</u>、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と<u>、第59条の1</u>3中

「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機 能型居宅介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密 着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小 規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6箇月」 $12 \sim 14$ (略)

(準用)

第202条 第9条から第13条まで、第20条、第22条、 第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第4 0条から第41条まで、第59条の11、第59条の13、 第59条の16、第59条の17、第87条から第90条ま で、第93条から第95条まで、第97条、第98条、第1 00条から第104条まで及び第106条までの規定は、指 定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。こ の場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営 規程」とあるのは「第202条において準用する第100条 に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第32条の2 第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3 号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるの は「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と

無59条の11第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6箇月」

とあるのは「2箇月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第87条中「第82条第12項」とあるのは「第191条第13項」と、第89条及び第97条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第106条中「第82条第6項」とあるのは「第191条第7項各号」と読み替えるものとする。

とあるのは「2箇月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第87条中「第82条第12項」とあるのは「第191条第13項」と、第89条及び第97条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第106条中「第82条第6項」とあるのは「第191条第7項各号」と読み替えるものとする。

第5章 雑則

(電磁的記録等)

第203条 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第12条第1項(第59条、第59条の20、第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。)、第115条第1項、第136条第1項及び第15条第1項(第189条において準用する場合を含む。)が近に次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他

附則

(指定地域密着型介護老人福祉施設とみなされた指定介護老 人福祉施設に係る経過措置)

第6条 平成17年改正法附則第10条第3項の規定により指定地域密着型介護老人福祉施設とみなされた指定介護老人福祉施設(以下「みなし指定地域密着型介護老人福祉施設」という。)であって、平成18年3月31日において指定介護老人福祉施設基準

──附則第4条第1項の規定の適用を受けていたものに係る 第152条第1項第1号の規定の適用については

、同項イ中「10.

人の知覚によっては認識することができない方式で作られる 記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるも のをいう。)により行うことができる。

2 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

附則

(指定地域密着型介護老人福祉施設とみなされた指定介護老 人福祉施設に係る経過措置)

第6条 平成17年改正法附則第10条第3項の規定により指定地域密着型介護老人福祉施設とみなされた指定介護老人福祉施設(以下「みなし指定地域密着型介護老人福祉施設」という。)であって、平成18年3月31日において指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第39号。以下「指定介護老人福祉施設基準」という。)附則第4条第1項の規定の適用を受けていたものに係る第152条第1項第1号の規定の適用については、同号ア中「4人」とあるのは「原則として4人」と、同項イ中「10.

65平方メートル」とあるのは「収納設備等を除き、4.9 5平方メートル」とする。

○加東市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備 及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護 予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例 の一部改正(第2条関係)

目次

第1章~第3章 (略)

第4章 介護予防認知症対応型共同生活介護

第1節 基本方針(第70条)

第2節 人員に関する基準(第71条―第73条)

第3節 設備に関する基準(第74条)

第4節 運営に関する基準(第75条―第86条)

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 (第87条-第90条)

附則

(指定地域密着型介護予防サービスの事業の一般原則)

第3条 (略)

2 · 3 (略)

65平方メートル」とあるのは「収納設備等を除き、4.9 5平方メートル」とする。

目次

第1章~第3章 (略)

第4章 介護予防認知症対応型共同生活介護

第1節 基本方針(第70条)

第2節 人員に関する基準(第71条―第73条)

第3節 設備に関する基準(第74条)

第4節 運営に関する基準 (第75条-第86条)

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 (第87条一第90条)

第5章 雑則(第91条)

<u>附則</u>

(指定地域密着型介護予防サービスの事業の一般原則)

第3条 (略)

2 · 3 (略)

4 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、利用者の人権 の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとと (従業者の員数)

第8条 指定認知症対応型共同生活介護事業所(指定地域密着型サービス基準条例第110条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。以下同じ。)若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所(第71条第1項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所をいう。次条において同じ。)の居間若しくは食堂又は指定地域密着型特定施設(指定地域密着型サービス基準条例第129条第1項に規定する指定地域密着型特定施設をいう。次条及び第44条第6項において同じ。)若しくは指定地域密着型介護老人福祉施設(指定地域密着型サービス基準条例第150条第1項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。次条及び第44条第6項において同じ。)の食堂若しくは共同生活室において、これらの事業所又は施設

の利用者、入居者又 は入所者とともに行う指定介護予防認知症対応型通所介護 (以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護」という。) <u>もに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じな</u> ければならない。

5 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、指定地域密着型介護予防サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。(従業者の員数)

第8条 指定認知症対応型共同生活介護事業所(指定地域密着 型サービス基準条例第110条第1項に規定する指定認知症 対応型共同生活介護事業所をいう。以下同じ。) 若しくは指定 介護予防認知症対応型共同生活介護事業所(第71条第1項 に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所を いう。次条において同じ。)の居間若しくは食堂又は指定地域 密着型特定施設(指定地域密着型サービス基準条例第129 条第1項に規定する指定地域密着型特定施設をいう。次条及 び第44条第6項において同じ。)若しくは指定地域密着型介 護老人福祉施設(指定地域密着型サービス基準条例第150 条第1項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をい う。次条及び第44条第6項において同じ。)の食堂若しくは 共同生活室において、これらの事業所又は施設(第10条第 1項において「本体事業所等」という。)の利用者、入居者又 は入所者とともに行う指定介護予防認知症対応型通所介護 (以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護」という。)

の事業を行う者(以下「共用型指定介護予防認知症対応型通 所介護事業者」という。) が当該事業を行う事業所(以下「共 用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所」という。)に 置くべき従業者の員数は、当該利用者、当該入居者又は当該 入所者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型诵所介護 の利用者(当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事 業者が共用型指定認知症対応型通所介護事業者(指定地域密 着型サービス基準条例第64条第1項に規定する共用型指定 認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併 せて受け、かつ、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護 の事業と共用型指定認知症対応型通所介護(同項に規定する 共用型指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)の事業 とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあ っては、当該事業所における共用型指定介護予防認知症対応 型通所介護又は共用型指定認知症対応型通所介護の利用者。 次条において同じ。)の数を合計した数について、第71条又 は指定地域密着型サービス基準条例第110条、第130条 若しくは第151条の規定を満たすために必要な数以上とす る。

2 (略)

(利用定員等)

第9条 (略)

2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定

の事業を行う者(以下「共用型指定介護予防認知症対応型通 所介護事業者」という。) が当該事業を行う事業所(以下「共 用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所」という。)に 置くべき従業者の員数は、当該利用者、当該入居者又は当該 入所者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護 の利用者(当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事 業者が共用型指定認知症対応型通所介護事業者(指定地域密 着型サービス基準条例第64条第1項に規定する共用型指定 認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。) の指定を併 せて受け、かつ、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護 の事業と共用型指定認知症対応型通所介護(同項に規定する 共用型指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)の事業 とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあ っては、当該事業所における共用型指定介護予防認知症対応 型通所介護又は共用型指定認知症対応型通所介護の利用者。 次条において同じ。)の数を合計した数について、第71条又 は指定地域密着型サービス基準条例第110条、第130条 若しくは第151条の規定を満たすために必要な数以上とす る。

2 (略)

(利用定員等)

第9条 (略)

2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定

居宅サービス(法第41条第1項に規定する指定居宅サービ スをいう。)、指定地域密着型サービス(法第42条の2第1 項に規定する指定地域密着型サービスをいう。)、指定居宅介 護支援(法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をい う。)、指定介護予防サービス(法第53条第1項に規定する 指定介護予防サービスをいう。)、指定地域密着型介護予防サ ービス若しくは指定介護予防支援(法第58条第1項に規定 する指定介護予防支援をいう。) の事業又は介護保険施設(法 第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。) 若しくは指 定介護療養型医療施設(健康保険法等の一部を改正する法律 (平成18年法律第83号) 附則第130条の2第1項の規 定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の 規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定 介護療養型医療施設をいう。第44条第6項において同じ。) の運営(第44条第7項 において「指定 居宅サービス事業等」という。)について3年以上の経験を有 する者でなければならない。

(管理者)

第10条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者 は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに 専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならな い。ただし、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業 所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知

居宅サービス(法第41条第1項に規定する指定居宅サービ スをいう。)、指定地域密着型サービス(法第42条の2第1 項に規定する指定地域密着型サービスをいう。)、指定居宅介 護支援(法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をい う。)、指定介護予防サービス(決第53条第1項に規定する 指定介護予防サービスをいう。)、指定地域密着型介護予防サ ービス若しくは指定介護予防支援(法第58条第1項に規定 する指定介護予防支援をいう。) の事業又は介護保険施設(法 第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。) 若しくは指 定介護療養型医療施設(健康保険法等の一部を改正する法律 (平成18年法律第83号) 附則第130条の2第1項の規 定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の 規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定 介護療養型医療施設をいう。第44条第6項において同じ。) の運営(第44条第7項及び第71条第9項において「指定 居宅サービス事業等」という。)について3年以上の経験を有 する者でなければならない。

(管理者)

第10条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者 は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに 専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならな い。ただし、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業 所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知 症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地 内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

2 (略)

(運営規程)

第27条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。(1)~(9) (略)

(10) (略)

(勤務体制の確保等)

第28条 (略)

2 (略)

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防認知症対応型通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地 内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。 なお、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管 理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応 型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内に ある他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支 えない。

2 (略)

(運営規程)

- 第27条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定 介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事 業の運営についての重要事項に関する規程(以下この章にお いて「運営規程」という。)を定めておかなければならない。
 - $(1) \sim (9)$ (略)
 - (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
 - (11) (略)

(勤務体制の確保等)

第28条 (略)

2 (略)

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防認知症対応型通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、全ての介護予防認知症対

応型通所介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護 支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の 資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知 症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を 講じなければならない。

4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、適切な指定 介護予防認知症対応型通所介護の提供を確保する観点から、 職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景と した言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものに より介護予防認知症対応型通所介護従業者の就業環境が害さ れることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講 じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

- 第28条の2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介 護予防認知症対応型通所介護の提供を継続的に実施するため の、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以 下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に 従い必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防認 知症対応型通所介護従事者に対し、業務継続計画について周 知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなけ ればならない。

(非常災害対策)

第30条 (略)

(衛生管理等)

第31条 (略)

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、当該指定介 護予防認知症対応型通所介護事業所において感染症が発生 し、又はまん延しないように<u>必要な措置を講ずるよう努めな</u> ければならない。 3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(非常災害対策)

第30条 (略)

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定 する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう 連携に努めなければならない。

(衛生管理等)

第31条 (略)

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、当該指定介 護予防認知症対応型通所介護事業所において感染症が発生 し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じ なければならない。
 - (1) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」)という。)を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6箇月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する

(掲示)

第32条 (略)

こと。

(3) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

(掲示)

第32条 (略)

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定 する事項を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通 所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自 由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代える ことができる。

(虐待の防止)

- 第37条の2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、 虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる 措置を講じなければならない。
 - (1) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所におけ る虐待の防止のための指針を整備すること。

(地域との連携等)

第39条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する市の職員又は当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会

____(以下この項におい

て「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね6箇月に1 回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会 議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要 望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

 $2 \sim 5$ (略)

- (3) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を 置くこと。

(地域との連携等)

第39条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定 介護予防認知症対応型诵所介護の提供に当たっては、利用者、 利用者の家族、地域住民の代表者、指定介護予防認知症対応 型通所介護事業所が所在する市の職員又は当該指定介護予防 認知症対応型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第 115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職 員、介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者 等により構成される協議会(テレビ電話装置等を活用して行 うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族(以 下この項及び第49条において「利用者等」という。)が参加 する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該 利用者等の同意を得なければならない。)(以下この項におい て「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね6箇月に1 回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会 議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要 望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

 $2 \sim 5$ (略)

(従業者の員数等)

第44条 (略)

 $2 \sim 5$ (略)

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員 に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業 者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基 準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる 当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄 に掲げる施設等の職務に従事することができる。

当該指定介護予	指定認知症対応型共同生活介	介護職員
防小規模多機能	護事業所、指定地域密着型特	
型居宅介護事業	定施設、指定地域密着型介護	
所に中欄に掲げ	老人福祉施設	
る施設等のいず		
れかが併設され	指定介護療養型医療施設(医	
ている場合	療法(昭和23年法律第20	
	5号)第7条第2項第4号に	
	規定する療養病床を有する診	
	療所であるものに限る。)又は	
	介護医療院	
当該指定介護予	前項中欄に掲げる施設等、指	看護師又

(従業者の員数等)

第44条 (略)

 $2 \sim 5$ (略)

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員 に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業 者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基 準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる 当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄 に掲げる施設等の職務に従事することができる。

当該指定介護予	指定認知症対応型共同生活介	介護職員
防小規模多機能	護事業所、指定地域密着型特	
型居宅介護事業	定施設、指定地域密着型介護	
所に中欄に掲げ	老人福祉施設、指定介護老人	
る施設等のいず	福祉施設、介護老人保健施設、	
れかが併設され	指定介護療養型医療施設(医	
ている場合	療法(昭和23年法律第20	
	5号)第7条第2項第4号に	
	規定する療養病床を有する診	
	療所であるものに限る。)又は	
	介護医療院	
当該指定介護予	前項中欄に掲げる施設等、指	看護師又

防小規模多機能 型居宅介護事業 所の同一敷地内 に中欄に掲げる 施設等のいずれ かがある場合

定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定地域密着型通所介護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は企業者人保健施設

は准看護

「本体事

施設又は介護老人保健施設 7 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防小 規模多機能型居宅介護事業所(指定介護予防小規模多機能型 居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の 保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有 する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看 護小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス 基準条例第191条第1項に規定する指定看護小規模多機能 型居宅介護事業者をいう。)により設置される当該指定介護予 防小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定介護予防小規模 多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介 護事業所(同項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護 事業所をいう。)であって当該指定介護予防小規模多機能型居 宅介護事業所に対して指定介護予防小規模多機能型居宅介護

の提供に係る支援を行うもの(以下

防小規模多機能 型居宅介護事業 所の同一敷地内 に中欄に掲げる 施設等のいずれ かがある場合

定居宅サービスの事業を行う 事業所、指定定期巡回・随時 対応型訪問介護看護事業所、 指定地域密着型通所介護事業 所又は指定認知症対応型通所 介護事業所 は准看護

7 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防小 規模多機能型居宅介護事業所(指定介護予防小規模多機能型 居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の 保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有 する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看 護小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス 基準条例第191条第1項に規定する指定看護小規模多機能 型居宅介護事業者をいう。)により設置される当該指定介護予 防小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定介護予防小規模 多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介 護事業所(同項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護 事業所をいう。)であって当該指定介護予防小規模多機能型居 宅介護事業所に対して指定介護予防小規模多機能型居宅介護 の提供に係る支援を行うもの(以下この章において「本体事 業所」という。)との密接な連携の下に運営されるものをいう。 以下同じ。)に置くべき訪問サービスの提供に当たる介護予防 小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職 員により当該サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅 介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められると きは、1人以上とすることができる。

 $8 \sim 1 3$ (略)

(管理者)

第45条 (略)

2 (略)

3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター(老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。)、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所(指定地域密着型サービス基準第173条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。)、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者又は訪問介護員等(介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第72条第2項及び第73条において同じ。)として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、規則で定める研修

業所」という。)との密接な連携の下に運営されるものをいう。 以下同じ。)に置くべき訪問サービスの提供に当たる介護予防 小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職 員により当該サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅 介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められると きは、1人以上とすることができる。

 $8 \sim 13$ (略)

(管理者)

第45条 (略)

2 (略)

3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター(老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。)、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所(指定地域密着型サービス基準第173条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。)、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者又は訪問介護員等(介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第72条第3項及び第73条において同じ。)として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、規則で定める研修

を修了しているものでなければならない。

(心身の状況等の把握)

第49条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指 定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、介 護支援専門員 (第44条第12項の規定により、介護支援専 門員を配置していないサテライト型指定介護予防小規模多機 能型居宅介護事業所にあっては、本体事業所の介護支援専門 員。以下この条及び第67条において同じ。)が開催するサー ビス担当者会議(介護支援専門員が指定介護予防サービス等 の利用に係る計画の作成のために指定介護予防サービス等の 利用に係る計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等 の担当者を招集して行う会議

をいう。)等を通じて、

利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療 サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなけれ ばならない。

(運営規程)

第57条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指 第57条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指 定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに、次に掲げ

を修了しているものでなければならない。

(心身の状況等の把握)

第49条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指 定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、介 護支援専門員 (第44条第12項の規定により、介護支援専 門員を配置していないサテライト型指定介護予防小規模多機 能型居宅介護事業所にあっては、本体事業所の介護支援専門 員。以下この条及び第67条において同じ。)が開催するサー ビス担当者会議(介護支援専門員が指定介護予防サービス等 の利用に係る計画の作成のために指定介護予防サービス等の 利用に係る計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等 の担当者を招集して行う会議(テレビ電話装置等を活用して 行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する 場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用 者等の同意を得なければならない。)をいう。)等を通じて、 利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療 サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなけれ ばならない。

(運営規程)

定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに、次に掲げ

る事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

 $(1) \sim (9)$ (略)

(10) (略)

(定員の遵守)

第58条 (略)

る事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) \sim (9) (略)
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) (略)

(定員の遵守)

第58条 (略)

2 前項本文の規定にかかわらず、過疎地域その他これに類する地域において、地域の実情により当該地域における指定介護予防小規模多機能型居宅介護の効率的運営に必要であると市が認めた場合は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、市が認めた日から市介護保険事業計画(法第117条第1項に規定する市介護保険事業計画をいう。以下この項において同じ。)の終期まで(市が次期の市介護保険事業計画を作成するに当たって、新規に代替サービスを整備するよりも既存の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を活用することがより効率的であると認めた場合にあっては、次期の市介護保険事業計画の終期まで)に限り、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供を行うことができる。

(準用)

(準用)

第65条 第11条から第15条まで、第21条、第23条、 第24条、第26条、第28条、第31条から第36条まで、 第37条(第4項を除く。)から第39条までの規定は、指定 介護予防小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。 この場合において、第11条第1項中「第27条に規定する 運営規程」とあるのは「第57条に規定する重要事項に関す る規程」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」

とあるのは「介護予防小規模多機能 型居宅介護従業者」と、第26条第2項中「この節」とある のは「第3章第4節」と、第28条第3項及び第32条中「介 護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防 小規模多機能型居宅介護従業者」と、第39条第1項中「介 護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあ るのは「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有 する者」と、「6箇月」とあるのは「2箇月」と、「活動状況」 とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の 活動状況」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第65条 第11条から第15条まで、第21条、第23条、 第24条、第26条、第28条、第28条の2、第31条か ら第39条まで(第37条第4項を除く。) の規定は、指定 介護予防小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。 この場合において、第11条第1項中「第27条に規定する 運営規程」とあるのは「第57条に規定する重要事項に関す る規程」と、同項、第28条第3項及び第4項、第28条の 2第2項、第31条第2項第1号及び第3号、第32条第1 項並びに第37条の2第1号及び第3号中「介護予防認知症 対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能 型居宅介護従業者」と、第26条第2項中「この節」とある のは「第3章第4節」と

、第39条第1項中「介 護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあ るのは「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有 する者」と、「6箇月」とあるのは「2箇月」と、「活動状況」 とあるのは「诵いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の 活動状況」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第71条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業を行|第71条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業を行

う者(以下「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」 という。) が当該事業を行う事業所(以下「指定介護予防認知 症対応型共同生活介護事業所」という。)ごとに置くべき指定 介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たる従業者 (以下「介護従業者」という。) の員数は、当該事業所を構成 する共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯以外の時間 帯に指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たる 介護従業者を、常勤換算方法で、当該共同生活住居の利用者 (当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者が指定 認知症対応型共同生活介護事業者(指定地域密着型サービス 基準条例第110条第1項に規定する指定認知症対応型共同 生活介護事業者をいう。以下同じ。) の指定を併せて受け、か つ、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業と指定認 知症対応型共同生活介護(指定地域密着型サービス基準条例 第109条に規定する指定認知症対応型共同生活介護をい う。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運 営されている場合にあっては、当該事業所における指定介護 予防認知症対応型共同生活介護又は指定認知症対応型共同生 活介護の利用者。以下この条及び第74条において同じ。)の 数が3又はその端数を増すごとに1以上とするほか、夜間及 び深夜の時間帯を通じて1以上の介護従業者に夜間及び深夜

う者(以下「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」 という。) が当該事業を行う事業所(以下「指定介護予防認知 症対応型共同生活介護事業所」という。)ごとに置くべき指定 介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たる従業者 (以下「介護従業者」という。) の員数は、当該事業所を構成 する共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯以外の時間 帯に指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たる 介護従業者を、常勤換算方法で、当該共同生活住居の利用者 (当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者が指定 認知症対応型共同生活介護事業者(指定地域密着型サービス 基準条例第110条第1項に規定する指定認知症対応型共同 生活介護事業者をいう。以下同じ。) の指定を併せて受け、か つ、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業と指定認 知症対応型共同生活介護(指定地域密着型サービス基準条例 第109条に規定する指定認知症対応型共同生活介護をい う。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運 営されている場合にあっては、当該事業所における指定介護 予防認知症対応型共同生活介護又は指定認知症対応型共同生 活介護の利用者。以下この条及び第74条において同じ。)の 数が3又はその端数を増すごとに1以上とするほか、夜間及 び深夜の時間帯を通じて1以上の介護従業者に夜間及び深夜 の勤務(夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務(宿直勤務を除く。)をいう。_______)を行わせるために必要な数以上とする。

 $2 \sim 4$ (略)

5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居 ごとに、保健医療サービス又は福祉サービスの利用に係る計画の作成に関し知識及び経験を有する者であって介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成を担当させるのに適当と認められるものを専らその職務に従事する計画作成担当者としなければならな

の勤務(夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務(宿直勤務を 除く。)をいう。以下この項において同じ。)を行わせるため に必要な数以上とする。ただし、当該指定介護予防認知症対 応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が3であ る場合において、当該共同生活住居がすべて同一の階におい て隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やか な対応を行うことが可能な構造である場合であって、当該指 定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策 が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められる ときは、夜間及び深夜の時間帯に指定介護予防認知症対応型 共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜 間及び深夜の時間帯を通じて2以上の介護従業者に夜間及び 深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができ る。

 $2 \sim 4$ (略)

5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、<u>指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所</u>ごとに、保健医療サービス又は福祉サービスの利用に係る計画の作成に関し知識及び経験を有する者であって介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成を担当させるのに適当と認められるものを専らその職務に従事する計画作成担当者としなければならな

い。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該共<u>同生</u>活住居だ事することができる。

 $6 \sim 8$ (略)

<u>9</u> (略)

10 (略)

(管理者)

い。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該<u>指定介</u> <u>護予防認知症対応型共同生活介護事業所</u>における他の職務に 従事することができる。

 $6 \sim 8$ (略)

- 9 第7項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予 防認知症対応型共同生活介護事業所(指定介護予防認知症対 応型共同生活介護事業所であって、指定居宅サービス事業等 その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の 経験を有する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者 により設置される当該指定介護予防認知症対応型共同生活介 護事業所以外の指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業 所であって当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業 所に対して指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に 係る支援を行うもの(以下この章において「本体事業所」と いう。)との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同 じ。)については、介護支援専門員である計画作成担当者に代 えて第6項の別に厚生労働大臣が定める研修を終了している 者を置くことができる。
- 10 (略)
- 11 (略)

(管理者)

第72条 (略)

2 (略)

第74条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所は、 共同生活住居を有するものとし、その数は1又は2

とする。<u>ただし、指定介護予防認知症</u> 対応型共同生活介護事業所に係る用地の確保が困難であるこ とその他地域の実情により指定介護予防認知症対応型共同生 活介護事業所の効率的運営に必要と認められる場合は、1の 事業所における共同生活住居の数を3とすることができる。

 $2 \sim 7$ (略)

(身体的拘束等の禁止)

第78条 (略)

- 2 (略)
- 3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的 拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければ

第72条 (略)

2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。

3 (略)

第74条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所は、 共同生活住居を有するものとし、その数は<u>1以上3以下(サ</u> テライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に <u>あっては、1又は2)</u>とする。

 $2 \sim 7$ (略)

(身体的拘束等の禁止)

第78条 (略)

- 2 (略)
- 3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的 拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければ

ならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会

____を3箇月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) • (3) (略)

(管理者による管理)

第79条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービス

(運営規程)

第80条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、 共同生活住居ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要 事項に関する規程を定めておかなければならない。

 $(1) \sim (6)$ (略)

ならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会 <u>(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)</u>を3箇月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) • (3) (略)

(管理者による管理)

第79条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス素しくは地域密着型介護予防サービス<u>(サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。)</u>の事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。

(運営規程)

第80条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、 共同生活住居ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要 事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)~(6) (略)

(7) (略)

(勤務体制の確保等)

第81条 (略)

- 2 (略)
- 3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

- (7) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (8) (略)

(勤務体制の確保等)

第81条 (略)

- 2 (略)
- 3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。
- 4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観 点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係 を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超え たものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止す るための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならな い。

(準用)

(準用)

第86条 第11条、第12条、第14条、第15条、第23条、第24条、第26条______、第31条から第34条まで、第36条、第37条(第4項を除く。)、第38条、第39条(第5項を除く。)、第56条、第59条及び第61条の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第27条に規定する運営規程」とあるのは「第80条に規定する重要事項に関する規程」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」

上あるのは「介護従業者」と、第26条第2項中「この節」とあるのは「第4章第4節」と、第32条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第39条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは、「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6箇月」とあるのは「2箇月」と、第56条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。

第86条 第11条、第12条、第14条、第15条、第23条、第24条、第26条、第28条の2、第31条から第34条まで、第36条から第39条まで(第37条第4項及び第39条第5項を除く。)、第56条、第59条及び第61条の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第27条に規定する運営規程」とあるのは「第80条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第28条の2第2項、第31条第2項第1号及び第3号、第32条第1項並びに第37条の2第1号及び第3号中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第26条第2項中「この節」とあるのは「第4章第4節」と

一、第39条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは、「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6箇月」とあるのは「2箇月」と、第56条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。

(指定介護予防認知症対応型共同生活介護の基本取扱方針) 第87条 (略)

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、自らその提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に<u>外部の者による</u>評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

 $3 \sim 5$ (略)

(指定介護予防認知症対応型共同生活介護の基本取扱方針) 第87条 (略)

- 2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、自らその提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に<u>次に掲げるいずれかの</u>評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。
 - (1) 外部の者による評価
 - (2) 前条において準用する第39条第1項に規定する運営 推進会議における評価

 $3 \sim 5$ (略)

第5章 雑則

(電磁的記録等)

第91条 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第14条第1項(第65条及び第86条において準用する

場合を含む。)及び第76条第1項並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

○加東市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定 介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法 に関する基準等を定める条例の一部改正(第3条関係)

目次

第1章~第4章 (略)

第5章 基準該当介護予防支援に関する基準(第35条)

目次

第1章~第4章 (略)

第5章 基準該当介護予防支援に関する基準(第35条)

附則

(基本方針)

第4条 (略)

 $2 \sim 4$ (略)

(運営規程)

第20条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業 所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関す る規程(以下「運営規程」という。)を定めるものとする。

 $(1) \sim (5)$ (略)

(6) (略)

(勤務体制の確保)

第21条 (略)

第6章 雑則(第36条)

附則

(基本方針)

第4条 (略)

 $2 \sim 4$ (略)

- 5 指定介護予防支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の 防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従事 者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 6 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を提供する に当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険 等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行う よう努めなければならない。

(運営規程)

- 第20条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業 所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関す る規程(以下「運営規程」という。)を定めるものとする。
 - (1)~(5) (略)
 - (6) 虐待の防止のための措置に関する事項
 - (7) (略)

(勤務体制の確保)

第21条 (略)

2 · 3 (略)

- 2 · 3 (略)
- 4 指定介護予防支援事業者は、適切な指定介護予防支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより担当職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

- 第21条の2 指定介護予防支援事業者は、感染症や非常災害 の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供 を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務 再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策 定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければな らない。
- 2 指定介護予防支援事業者は、担当職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 指定介護予防支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直 しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとす る。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

(掲示)

第24条 (略)

- 第23条の2 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防 支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないよう に、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6箇月に1回以上開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。
 - (2) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及 びまん延の防止のための指針を整備すること。
 - (3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

(掲示)

第24条 (略)

2 指定介護予防支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(虐待の防止)

(指定介護予防支援の具体的取扱方針)

- 第33条 指定介護予防支援の方針は、第4条に規定する基本 方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げる ところによるものとする。
 - (1) \sim (8) (略)
 - (9) 担当職員は、サービス担当者会議(担当職員が介護予防サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、介護予防サービス計画の原案に位置付け

- 第29条の2 指定介護予防支援事業者は、虐待の発生又はそ の再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなけれ ばならない。
 - (1) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。
 - (2) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
 - (3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
 - (4)前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(指定介護予防支援の具体的取扱方針)

- 第33条 指定介護予防支援の方針は、第4条に規定する基本 方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げる ところによるものとする。
 - (1) \sim (8) (略)
 - (9) 担当職員は、サービス担当者会議(担当職員が介護予防サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、介護予防サービス計画の原案に位置付け

た指定介護予防サービス等の担当者(以下「担当者」という。)を招集して行う会議_______________________________をいう。以下同じ。)

の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

(10) \sim (28) (略)

た指定介護予防サービス等の担当者(以下「担当者」という。)を招集して行う会議<u>(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族(以下この号において「利用者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)</u>をいう。以下同じ。)の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

(10)~(28) (略)

第6章 雑則

(電磁的記録等)

第36条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されて

いる又は想定されるもの(第10条(第35条において準用する場合を含む。)及び第33条第26号(第35条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によっては認識することができない方法をいう。)によることができる。